

中世の鷹狩に関する研究の動向と課題

中澤, 克昭
上智大学文学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1928643>

出版情報 : 鷹・鷹場・環境研究. 2, pp.39-63, 2018-03-20. Faculty of Arts and Science, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

<研究報告>

中世の鷹狩に関する研究の動向と課題

Trends and Issues of Medieval Falconry History in Japan

中澤 克昭

NAKAZAWA, Katsuaki

はじめに

近世の鷹狩（放鷹）・鷹場とその環境に関する研究を意識しながら、中世の鷹狩に関する研究の動向を整理し、課題のいくつかを指摘してみたい。ここで「中世」とするのは、概ね12世紀から16世紀後半までであるが、その時代の鷹狩の研究をかえりみるときに、まず特筆しなければならないのは、宮内省式部職の『放鷹』であろう¹。1931年（昭和6年）に刊行された『放鷹』は、「本邦放鷹史」と題して日本の鷹狩の歴史を詳述し、鷹狩の故実書（鷹書）の解題や専門用語（鷹犬詞）の解説をおこない、さらに朝鮮の放鷹史まで扱っている。近代以前の鷹狩の解説書として、これほど総合的な内容をもつものは他に無い。

内容が豊かであるだけに、その後の研究への影響力は大きく、いわば『放鷹』史観が形成されてしまった感がある。特に中世の鷹狩については、同書「本邦放鷹史」での説明が通説と化していることが少なくない²。しかし、瀬戸口明久氏が指摘するとおり、『放鷹』には宮内省の鷹狩の正統性を確立するために「伝統」を強調する、「創られた伝統」の書という性質があることに注意が必要であろう³。

戦後、古代史においては王権と狩猟⁴、近世史においては鷹場制度や贈答儀礼などの研究⁵を中心に鷹狩に関する研究がおこなわれ、『放鷹』の叙述を相対化する知見も得られている。中世については、『放鷹』の誤りを指摘、批判する研究

は乏しかったと言わざるをえないが、1990年代以降は研究も増え、今世紀に入ってから次々に成果が発表されるようになった。以下、狩場・鷹巢と武士論、殺生禁断、王権、環境歴史学、儀礼・有職故実、家・流派と鷹書と括って、それぞれの研究の動向と課題のいくつかについて述べていく⁶。

1 狩庭・狩倉・鷹栖と武士論

(1) 領主制論のなかで

戦後の中世史研究の基調は領主制論で、鷹狩に言及されるようになったのも、まずは在地領主の軍事力（暴力装置）との関係からであった。

戸田芳実氏は、領主の前身を律令制下における地方の支配者でもある「富豪層」に求め、富豪層の武装集団である「党」の蜂起を前提として武士の成立を論じた。10世紀以降、群党蜂起の鎮圧という軍事課題により、王朝国家の軍制が騎兵中心に変化し、騎射が戦闘方法の中心となったこと、また兵士材料として「俘囚」・狩猟民・「党」が国衙に組織されたことを指摘している⁷。

同時期に石井進氏は、国司が武士を組織する手段のひとつに、一宮などの頭役や神事・儀式奉仕の体系への組み入れがあったことを指摘した。出雲大社や諏訪大社など、鎌倉時代の国内地頭御家人による儀式勤仕の組織を参照し、こうした祭祀組織の成立は11世紀末頃までさかのぼる可能性が高く、狩猟・流鏑馬などの軍事的儀式の奉仕は、

武士としての身分の外的表示として大きな意味をもったという⁸。

戸田氏は、狩場としての山野の独占は、農民の山野用益の排除と抑圧だったと指摘し、住民の生産や交通を犠牲にしつつ展開した狩場は、領主的土地所有形成＝農民隷属化の一つの重要な土台となったと論じた。そして、武士の権力行使が「獲物に向かう屠者の残忍さをもって暴力的に民衆に加えられた」ことを強調し、武士は百姓から「屠膾之類」と呼ばれ蔑視され、このことが殺生を生業とする者に対する差別意識の形成・強化へとつながったとまで述べたのである。

さらに河音能平氏も、武士の「狩庭」「狩蔵山」「鷹栖」は単なる土地所有のためではなく、彼らの「恒常的軍事訓練」という目的のために設定された山野・原野であって、狩庭を舞台として鍛えあげられた彼らの軍事力は、その周辺的一般田堵農民にたいして直接に破壊的作用を及ぼした、と論じた⁹。中世の「狩庭」「狩蔵山」「鷹栖」は、戦後歴史学において、まずこうした文脈で登場したのである。

狩庭・鷹栖（巣鷹山）は、在地領主の軍事力を鍛える舞台であって、一般農民の生産活動に敵対する土地所有であったという見方は、その後の武士研究に継承されていく。〈狩猟民〉対〈農村〉、〈暴力装置〉対〈平民百姓〉という対立の図式で論じられた研究が相次ぎ、武士の狩猟は暴力や武断政治の代名詞のようになった¹⁰。

武士の暴力団的性質や、それが日本の社会に及ぼした負の影響の大きさは、いくら強調してもしすぎだということはないだろう。しかし、〈暴力装置〉vs〈平民百姓〉という見方は、在地領主と平民百姓の間に階級闘争を見ようとした領主制論のドグマであって、狩猟を「暴力」あるいは「軍事訓練」とみるだけでは、あまりにも多くのことを見落とすことになる。

「狩倉」について論じた松井輝昭氏は、皮革の生産に着目して、河音氏や戸田氏の見解を批判した。すわなち、狩倉（狩場）の存在理由は第一に

皮革の供給源だったというのである。さらに松井氏は、鎌倉期の史料に「地頭分」の皮革と「領家分」の皮革がみえることなどから、皮革は武士だけが消費していたわけではなかったことも指摘していた¹¹。近年では、狩庭を生産の場、富の源泉のひとつと見る論考もあらわれている¹²。

無残な殺生とみなされがちな狩猟神事や動物供犠も、百姓や農耕と対立する行為ではなかった。戸田氏や石井氏が着目した諏訪神社の狩猟神事も、その全容をみれば、農耕予祝（豊作祈願）・収穫祭などに連続していたことがわかる。信濃国内に所領をもつ武士たちが盛大な狩猟をおこなった諏訪社の御射山祭も、収穫前の暴風雨を防ぐ風祭という一面を有しており、八朔の農耕神事に連続する贅狩であった¹³。こうした、農耕のための動物供犠については、近年、原田信男氏があらためて詳論している¹⁴。

さらに、塚本学氏が描き出した「農具としての鉄炮」¹⁵や藤木久志氏が強調した「領主の責務」あるいは「領主の存在理由」¹⁶といった視座に学んだ中澤は、武士の狩猟の有用性として、害獣駆除があったことを指摘した¹⁷。

（２）「鷹栖」は狩場か

河音氏の議論では、「狩庭」・「狩蔵山」・「鷹栖」が一括りにされていた¹⁸。言うまでも無く、「鷹栖」は、「狩庭」・「狩蔵（狩倉）」とは異質な場である。周知のとおり、近世に将軍・諸大名が鷹狩用の鷹の雛（巣鷹）を獲るため、鷹の繁殖を保護管理した山林を「鷹巢」・「巣鷹山」などと称した。中世の史料に見える「鷹栖」や「巣山」も同様の場であって、鷹の営巣・孵化・育雛を妨げることが無いように、また巣鷹が盗難にあわないように、一般の立ち入りを禁じた山野であった。これを、「狩庭」「狩倉」とともに「軍事訓練」の場としていたのは、あまりにも大雑把な議論であったと言わざるをえない。

民俗学では、早くから狩猟語彙や山言葉の収集・考察がおこなわれてきたが¹⁹、歴史学はそ

れを適宜参照することはあっても、主体的に狩猟語彙や山言葉を研究することはほとんど無かったと言ってよいだろう。それ故、『放鷹』巻末の「鷹犬詞語彙」や「鷹文字索引」は貴重で、今も参照され続けている。

そうした中であって、黒田日出男氏が「猪鹿之立庭」について考察した先見性は特筆に値しよう。長久2年(1041)3月の藤原実遠公驗紛失状案によれば、「名張郡周智郷内田畠并肆拾町」は実遠の「先祖相伝之所領」であるが、数十年も住人がいなかったため、「荒野」と化し、「猪鹿之立庭」になっているという。黒田氏は、この「猪鹿之立庭」について、庄園寄進・再開発を正当化するために用いられた表現であったと指摘し、「立庭」という言葉が民俗学で報告されている狩猟語彙の「タテニワ」と共通することなどから、実遠はここに狩場も設定しようとしたのかもしれないと推理している²⁰。「立てる」に、「動物を追いたてる」「鳥を飛び立たせる」という意味があったことは確かで、方言にも「獵犬が獲物に掛かる」(栃木県安蘇郡)や「獲物を追う」(群馬県多野郡)、「獲物が逃げないように囲む」(仙台)などを「たてる」と言う例がある²¹。しかし、「猪鹿之立庭」=狩場という解釈は成り立たない。

「長久六年」(寛徳2年、1045)あるいは「長久元年」の大隈国符案(臺明寺文書)によれば、同国贈於郡中に位置した臺明寺の山は「猪鹿之壻」すなわち猪や鹿の生息地だったが、寺を建立した後、領内での狩猟停止を命じたという。また、寛治6年(1092)正月、下野国薬師寺の慶順は東大寺別当に対して、伽藍が「荒野」と成っているので再建したいと訴えているが、その際、伽藍の破壊・顛倒がはなはだしく、「猪鹿之菌」になっていると説明した(下野国薬師寺僧慶順解案、東大寺文書4ノ40)。建久3年(1192)9月には、重源が東大寺領の播磨国大部庄内の、その名も「鹿野原」という一所を開発しようとする際、この「鹿野原」は「荒野」となっていて耕作をする人がなく、「猪鹿之栖」となり、地味を失っていた場所

だと説明している(僧重源下文、播磨浄土寺文書)。「猪鹿之立庭」が、これらと同じ文脈で用いられていることはあきらかであろう。それは、「猪や鹿のナワバリ」になっているという意味であって、狩庭という人間のナワバリ(になる土地)を意味しているとは考えられないのである²²。

史料に見える「狩地」「狩場」「狩庭」そして「狩倉」などが、単なる「山野」と区別されていたことは、議状や訴状などで、「山野」と「狩倉」とが書き分けられていること(市河文書、中野仲能訴状案など)からもあきらかであろう。また、皮革の生産(供給源)は「狩倉」の一面に過ぎない。安芸国三入荘地頭得分田畠等配分注文によれば、嘉禎元年(1235)11月、地頭熊谷氏一族内で所領配分が行われた時に、荘内を貫流する川を境として東西に狩蔵山を二分しているが(熊谷家文書)、その際、「狩蔵山」が「庄内諸社」に続けて記されていることは、神社と狩倉とが密接な関係にあったことを示唆する²³。

鷹狩に関する語彙と実態との関係については、今後の課題であろう。例えば、16世紀に「鷹野」・「鷹山」が鷹狩と同義で用いられていたことは、『蝮川親俊日記』や『言継卿記』をはじめとする同時代の古記録からもあきらかである²⁴。近世に一般的な「鷹場」は、16世紀以前にはその用例をほとんど見出せない。こうした、狩場そのものを指し示す語彙の消長を確認し、その背景を考えることも必要だろう。

(3) 鷹狩と巻狩

武士のルーツは狩猟民であり、その性質は中世・近世の武士に一貫しているといった見方が概説書にもとりいれられ、「何代かごとに鷹狩りを愛好する徳川将軍があらわれたように」、「狩人たる本質は江戸時代になっても消えることはなかった」などと説明されるが²⁵、巻狩と鷹狩、獲物となる鹿と鳥の差異は小さくない。

鎌倉幕府はその成立期に、富士の巻狩をはじめとする大規模な狩猟を挙行了。武家の狩猟とし

ては、まずこの巻狩がイメージされやすい²⁶。しかし、巻狩が確認できる鎌倉殿は初代頼朝と2代頼家だけである。13世紀以降も、みずからの所領で巻狩を行なった御家人は多かったはずで、諏訪社のように狩猟神事を継続した神社も存在したが、将軍とその周辺においては、四足獣を狩る文化が希薄になっていく。

3代実朝も摂家（藤原）将軍も、狩猟を実践した形跡が無く、1252年、後嵯峨上皇の皇子宗尊親王を将軍として鎌倉へ迎えると、いわば鎌倉の京都化が一段と進行した。平安王朝において形成された獲物の序列、すなわち四足（獣）・二足（鳥）・魚貝と分け、穢や罪業の程度を観念するという傾向が、鎌倉幕府の中枢部でも強まり²⁷、実権を掌握する北条氏一門のなかにも狩猟や肉食を罪悪視するものが増加する。

武家においても、鷹狩が政治的な文化として重視されるようになり、巻狩と鷹狩とを対比的に語るようになったのだろう。真名本『曾我物語』巻5には、頼朝が御家人たちに狩の罪業について諮問するという場面がある。まず、梶原景時が巻狩について語るのだが、それによれば（四足の獣を射殺す）巻狩は罪業ではないが、（鳥を捕獲する）鷹狩は罪業だという。奇妙な理屈というほかないが、これはいわば布石であった。すぐに続けて、畠山重忠の談話として延々（最古本の妙本寺本では1,000字以上を費やし）鷹狩の由緒と故実が述べられ、「鷹狩をも御好みあるべく候」と結ばれる。そして、重忠の「鷹の才覚」に一同感服するということになるのだが、いうまでもなくこうした鷹狩談議は曾我兄弟の仇討ちとは関係がない。『曾我物語』が成立した13世紀末から14世紀初め、武家においても巻狩より鷹狩に関する知識が高く評価されるようになっていたことを伝えている²⁸。

室町殿も、巻狩（獣狩）を実践した形跡が無い。しかし、鷹狩の政治的な重要性は一段と高まったとみてよいだろう。16世紀の京都は不安定な政治状況にあって、室町殿の自立性も著しく低下す

るが、足利義晴・義輝・義昭らは鷹狩を実践している。そして、彼らとその獲物を天皇に献上していたことを見逃すことができない²⁹。のちに江戸の将軍は、鷹狩で獲た鳥＝「鷹の鳥」を天皇に贈ることを恒例の行事とした。武家から天皇に鷹の獲物を献上する儀礼のルーツは、彼ら戦国時代の室町殿にあったとみられる。

信長は、京都の近郊で盛大な鷹狩を行なった。何度も天皇に鷹の鳥を献上しているのは、義晴や義輝の先例を意識していたにちがいない³⁰。ただし、信長の狩猟は鷹狩だけになったわけではなく、岐阜（稲葉山）で鹿狩を楽しんでいる³¹。彼は、京都の伝統的な文化についてよく理解しており、本拠地（岐阜）では鷹狩のみならず鹿狩（巻狩）も行なったが、京都近郊では鷹狩しか行なわなかった。

秀吉は鷹狩を好んで行なうようになったが、巻狩を実践した形跡が無い³²。家康・秀忠・家光は、関東・東海地方では巻狩で獣と渡り合っているが、室町殿から信長・秀吉へと受け継がれた、天皇への「鷹の鳥」献上を国家的な儀礼として継承している³³。

このように巻狩と鷹狩とは政治文化として峻別されていたのであり、「鷹狩りを愛好する徳川将軍」に武士の「狩人たる本質」を見ようとするのは安直に過ぎよう。近世初頭における、それぞれの政治的な意味について、巻狩は軍事力をそのまま誇示するもので、鷹狩はのちに天皇の委任によると解釈されることになる「大政」を象徴していたと考えるが、どうだろうか³⁴。

2 殺生禁断をめぐる

（1）殺生禁断の中世的展開

古代の殺生禁断令は、天変地異・天候不順などの災厄、王権にふりかかる不吉な出来事や疫病が除去されることを願って肉食や飲酒などのいわば美食を断ったもので、神々を祀る際に身を慎む心性（禁欲）がベースになっていた³⁵。原田信

男氏は、そこに農耕を円滑に推進しようとする政権の意思をみて、肉と米を対立するものとする価値観の出現を指摘している³⁶。古代にはしばしば、狩猟の禁止、肉食の禁止、放生などがセットで発令された。しかし中村生雄氏は、本来仏教では狩猟と肉食とは別次元の問題だったと指摘している³⁷。いずれにせよ、古代の殺生禁断や放生を仏教の教えだけで説明することはできない。

平雅行氏らの研究によれば、9世紀後半以降、仏教的な殺生罪業観が貴族社会に定着しはじめ、「穢」の観念も肥大化する³⁸。苺米一志氏は、本来、寺院内部における自発的な生活規則であった不殺生戒が、日本中世には国家権力によって、あたかも世俗の法であるかのように寺院外部の社会に適用され、違反者を厳重に取り締まるようになったことに注意を促している。苺米氏は、武家権力と罪業の分離・脱却にも着目し、鎌倉武士の内面には狩猟・闘殺について一定の罪業観が存在したものの、鎌倉後期に戒律を受容し、武士は殺生を禁断する存在へと変わっていくとみる。そして、罪業観から脱却するまでの苦悩が、江戸時代における為政者としての武士の内面を準備したという³⁹。

鎌倉幕府の実権を掌握するようになっていた北条氏の中にも、殺生や肉食を悪業と考える人物が出現していた。例えば、北条重時は、幕府の執権を補佐する連署として幕政を指導した重鎮であるが、彼は1256～1261年頃に執筆したとみられる家訓『極楽寺殿御消息』（日本思想大系『中世政治社会思想』上）のなかで、「鷹のかり」などの狩猟は罪業であるから避けよ（第45条）と説いている。さらに、「人の胸のうちには蓮華候てその上に仏をはします」とまで述べて、魚鳥は親子の肉だと言うから、好むべきではない、六斎日・十斎日には精進潔斎すべし（第46条）と続けている。狩猟を職能のひとつとしていたはずの武士だが、13世紀には狩猟や獣肉食を忌避し、その罪業について説く者もあらわれていた。鎌倉武士から近世の武家にまで貫流する思潮を見出

そうとするならば、この殺生罪業観をめぐる葛藤に着目するべきである⁴⁰。徳川綱吉の生類憐れみの令も、古代・中世にくりかえし発令された殺生禁断の延長線上にあると理解できよう。

（2）時間・空間・方法の限定

かつて小山靖憲氏は、荘園領有のイデオロギーとして殺生禁断令に注目し、それには動物の殺生だけでなく、樹木の伐採までも禁じているものがあると指摘した⁴¹。その後、狩猟・漁撈を禁じる殺生禁断のイデオロギーと樹木の伐採を禁じる論理とは分けて考えるべきだという批判があり、殺生禁断をそのまま樹木にまで拡大して考えることは否定されている⁴²。

さらに、狩猟や漁撈の全面禁止は非現実的で、実際の殺生禁断令のほとんどは時間・空間・方法などを限定して発令された⁴³。限定のされ方は、つぎの3つに整理できる。

① 時間・期間の限定

国家的な祈祷や放生、六斎日（月に六日の特に持戒清浄をまもるべき日）・二季彼岸（春秋の彼岸会）に限って殺生禁断を命じた。例えば、弘長元年（1261）2月30日の関東新制條々（武家新制）は「六斎日ならびに二季彼岸の殺生禁断」を命じている。それらの日々は「江海での漁網と山野での狩猟を停止せよ」としているが、その他の日については言及されていない（『中世法制史料集』1、追加法347）。

② 空間・領域の限定

寺院の境内やその周囲（寺辺）・庄園領域内や洛中などに限って命じる禁断令が多い。

③ 方法の限定

鷹狩の禁止も、この方法の限定に含まれるが、次項でふれる。

野に火を放ち、鳥や獣を追い出して捕獲する焼狩は、河川に毒を流して魚を捕獲する毒流とともに禁じられた。例えば、文治4年（1188）、幕府は東国における二季彼岸と放生会の際の殺生禁断を命じるとともに、焼狩と毒流を停止するよう

命じている（『吾妻鏡』同年6月19日・8月30日条）。弘長3年（1263）、幕府は殺生禁断を含む新制を發布しており、その際、神社の官司に「やいかり（焼狩）」の禁止を通達した（武雄神社文書、『中世法制史料集』1、鎌倉幕府追加法418）、社領で焼狩がおこなわれることも少なくなかったのだろう。

これらの限定、特に①・②に付されたのが、神社の供物を調達するための狩猟を許可する但し書きである。例えば、鎌倉幕府は寛元3年（1245）12月、六斎日に限定して殺生の禁止を命じたが、その条文には「但し、神社の例有るの供祭は、制の限りに非ず」とあり、供物のための殺生は禁止対象外（『吾妻鏡』同月16日条）とした。文応元年（1260）の新制（『吾妻鏡』同年正月23日条）や、弘長元年2月の関東新制條々の殺生禁断条文にも「但し、限り有る神社の供祭に至っては、制禁の限りにあらず」とあり、鷹狩禁止令の多くも同様の但し書きをもつ。

（3）鎌倉幕府の鷹狩禁止令をめぐって

鎌倉幕府は何度も鷹狩禁止令を発しており、そのことが「鎌倉時代には鷹狩が禁止されていた（故に鷹狩は盛んではなかった）」という説の根拠にもなってきた⁴⁴。しかし、幕府がくりかえし鷹狩禁止を発令していること自体、当時、盛んに鷹狩が行なわれていたことを示している。鎌倉幕府の鷹狩禁止令に関する史料を列举すれば、つぎのとおりである。

- ①『吾妻鏡』建久6年（1195）9月29日条
鷹狩を停止すべきの旨、諸国御家人に仰せらる。厳制に違犯の輩に於ては、其の科有るべし。但し神社の供税贄鷹の事は御制の限りに非ず、てへり。
- ②『吾妻鏡』建暦2年（1212）8月19日条
鷹狩を禁断す可き由、守護地頭等に仰せらる、但し信濃国諏方大明神御贄の鷹に於ては、免ぜらるるの由と云々。
- ③『吾妻鏡』建保元年（1213）12月7日条

鷹狩を停止すべきの旨、諸国守護人等に仰せらる。事度々厳命有りと雖も、放逸の輩、動もすれば違犯有るの旨、聞食し及ぶに依りて、此の如しと云々。但し所処の神社の貢税の事に於ては、制の限りに非ずと云々。

- ④『吾妻鏡』仁治元年（1240）3月18日条
一 鷹狩の事／社領の内、例有る供祭の外、これを停止すべし。
- ⑤ 新御成敗状 仁治2年（1241）正月15日
一 鷹狩の事／右、関東の新制を守り、社領の内、例の供祭の外、停止せしむべし。
- ⑥『吾妻鏡』寛元3年（1245）11月10日条
鷹狩を停止せらる。限り有る神社の供税の事、子細に及ばざるの由、今日普く触れ仰せらるべきの由、これを定めらる。
- ⑦ 新編追加160 寛元3年12月16日
一 鷹狩の事、ことに御禁制の処、近年甲乙人等、代々御下知に背き、国々といひ鎌倉中といひ、多く狩を好むの由、その聞えあり。はなはだ濫吹なり。すでに自科を招くものか。永く停止せしむべし。自今以後、なほ違犯せしめば、後悔あるべきなり。ただし神社の供祭の鷹に於ては、制の限りにあらず。この旨をもって普く相触れらるべきの条、仰せによって執達件のごとし。

寛元三年十二月十六日

武蔵守 判（経時）

- ⑧『吾妻鏡』寛元4年（1246）3月30日条
甲斐国一宮の権祝守村申す、鷹狩を停止せらるにより、人々供税鳥を対捍するの由の事、沙汰を経らる。供祭の事は、免許せらるの旨、仰せ出さる。
- ⑨『吾妻鏡』建長2年（1250）11月29日条
鷹鶉の事／右、右大将家の御時より諸社の贄鷹の外禁断の処、近年諸人好み仕しむと云々、甚だ然るべからず。自今以後に於いては、所々の供祭の外、大小鷹一向これを停止せらる。此の旨を存じ、当國中聞き及ぶに随い制止を加えらるべし。若し承引せざるの輩出来

せば早く注申すべし。殊に御沙汰有るべき也。
てへれば仰せによって執達件の如し。

建長二年十一月廿九日

相模守(時頼)

陸奥守(重時)

⑩『吾妻鏡』弘長元年(1261)2月29日条

一 鷹狩の事／神領の供祭の外、停止すべき
の由、御下知先畢んぬ。固く此の制禁を
守り、違犯すべからず。(下略)

⑪『吾妻鏡』文永3年(1266)3月28日条

一 鷹狩の事／供祭の外禁制先畢んぬ、よ
つて供祭に備えると雖も其の社領に非ず、其
の社領たりと雖も其の社官にあらざれば、
一切狩を仕るべからざるの由、其の国中に
相触れしむべし。若し違犯の輩有らば、慥
に交名を注申すべきの状、仰せによって執
達件のごとし。

文永三年三月廿八日

相模守 判(時宗)

左京権大夫 同(政村)

⑫ 年代未詳 追加法(『中世法制史料集』1、
737)

一 鷹狩の事

度々厳制のところ、普く違犯の由その聞こ
え有り。露頭せしむるの輩は、所領を分け
召されるべきなり。且つは敵対の有無を謂
わず、地頭御家人相い互いにこれを差し申
すに就て、その沙汰有るべし。

次いで供祭鷹の事、神領たりと雖も、社司
のほか、固くこれを停止すべし。但し諏方
社の御射山・五月会の頭人の事、他に異な
るの間、信濃国に於ては、制の限りに非ず。
他国に至りてはこれを禁制すべし。

次いで売買在所の事、同前。且つは厳密に
諸国の守護人に相い触れるべきの旨、侍所
に仰沙汰せらるべし。

次いで鎌倉中に鷹を繋ぐ事。停止すべきの
由、同前。

③・⑦・⑨・⑫は、度重なる禁止にもかかわらず、

鷹狩がいかに盛んにおこなわれていたかを示し
ている。また、先述した神社の供物を調達するた
めの狩猟を許可する但し書きが必ず付随してい
ることを見のがせない。⑧のように、鷹狩が禁止
されていることを口実にして供物の貢納をしな
い者がいると、「供祭」の鷹狩は「免許」されて
いることを確認している。その一方で、鷹狩の制
限そのものは厳格化する傾向にあり、⑩・⑫のよ
うに、たとえ「供祭」であつても社領における社
司の鷹狩に限るようになった。

焼狩は禁止しても、巻狩(獸獵)一般を禁止し
た幕府法は見当たらない。ところが、鷹狩につ
いてはこのようにくりかえし禁止されている。鷹狩
は、権力や富を象徴する政治文化でもあったから、
その禁止は単なる殺生禁断ではなく「過差(分に
過ぎたおごりや贅沢)」の禁止令という性格があ
つたのかもしれない。いずれにしても、なぜ鎌倉
幕府はこれほどまでに鷹狩を禁止(統制)したの
か。これも今後の課題であろう。

3 王権と狩猟

(1) 王権論の可能性

古代史の研究では、狩猟とりわけ鷹狩と王権の
関係について、すでにかかなりの蓄積があり⁴⁵、
中世史研究においても、網野善彦氏をはじめとし
て、「王権」という言葉・概念を用いることはめ
ずらしくない⁴⁶。近世史の研究でも使われるよ
うになっているが、何を「王権」と称するのか、
その前提を確認しておかないと、生産的な議論に
ならない。

ここで「王権」と称しているのは、王その人が
行使する権力・権限という意味ではなく、文化人
類学などで用いられてきた「王権」すなわち、王
を核として人々を統合し、社会の秩序を創出・維
持しようとする政治的な求心力のことである。こ
うした視座は、王と王権がいかに出現するかを考
察する際にも有効で、日本の場合、天皇だけでな
く摂政・関白や上皇(院)、さらには将軍・執権、

大名や「天下人」なども視野に入ってくる。

文化人類学において、王権は《社会》・《文化》を突き破り、《外部》と交流することで発生することが指摘されている⁴⁷。王になろうとする者が、《社会》の《外部》とりわけ《自然》の奥底にある権力の源泉を、《社会》の内部に組み込むことに成功したと主張（誇示）するのはそのためだという⁴⁸。狩猟は、野生動物という《自然》の捕捉（キャプチャー）であり、象徴性の高い野生動物をキャプチャーすることは、そのまま権力を体現することになった。

『平家物語』にみえるつぎの説話は、そうした王権の本質をよく示している。能『鷲』の典拠にもなった説話だが、ここでは、『平家物語』の諸本中、最古の書写年（1309～10年）で知られる延慶本（第2中）から引用する（読みやすくするために、ひらがなを補った）。なお、延慶本は「鷲」ではなく「鵲」と表記しているが、覚一本（巻5「朝敵揃」）など、他の諸本は「鷲」としている。

延喜帝の御時、池の汀に鵲の居たりけるを、帝御覧じて、蔵人を召して、「あの鵲取りて参れ」と仰せ有りければ、蔵人、鵲の居たる所へ歩み寄りければ、鵲羽づくろひして、既に立たんとしけるを、「宣旨ぞ。鵲罷り立つな」と云たりければ、鵲立たずして取られにけり。やがて御前へ懐きて参りたりければ、忿ぎ放たれにけり。全く鵲の御用には非ず。

王威の程を知ろしめさんがためなり。

醍醐天皇が、蔵人に「あの鷲を捕らえてこい」と命じる。蔵人が「宣旨（天皇の命令）だ。飛び立つな」と言うと、鷲は飛び立たずに捕えられた。これを天皇の前に抱いていくと、天皇はすぐに放してしまった。鷲が入用だったのではなく、ただ「王威」がどれほどのものかを知るためであった、というのである。「王威」が、野生動物＝《自然》のキャプチャーによって示されることをこれほど明確に語る説話はない⁴⁹。

鷹狩は、野生の鳥獣を捕獲する狩猟にほかならないが、さらに考えなければならぬのは、野生

の猛禽類を捕捉して飼い馴らし、それを使って別の野生動物を捕獲する、いわば二重のキャプチャーだということである。狩猟に用いられる弓矢・槍・鉄炮などの道具類は人工物すなわち人為であって、《社会》・《文化》の一部に過ぎない。鷹狩の場合、鷹そのものがキャプチャーされた野生動物＝《自然》の力である。狩猟には多様な方法がある中で、なぜ鷹狩が特別な価値をもつ狩猟法として権力と密接な関係を持ち続けてきたのか。その考察にはこうした視点が不可欠だろう⁵⁰。

（2）王朝の鷹飼と禁野

古代から中世への移行期とされる10～12世紀に、その後、19世紀まで持続する「ヤマトの古典的国制」が形成された⁵¹。鷹狩も、その「古典的国制」の一部であって、あとに付した表「9世紀末～12世紀末 王朝の狩猟とその禁断」は、その時期の王朝の狩猟を総合的に把握するために作成したものである。

10世紀にも天皇の鷹狩（のちに「野行幸」と称される）は続けられた（No.5, 6, 16, 18, 21, 24, 27など）が、10世紀後半には行なわれなくなった⁵²。しかし、地方から鷹を貢納させる制度は存続しており、貢納された鷹を天皇が見た後、蔵人所の鷹飼などに分け与える「御鷹御覧」という儀式もあって（No.59, 72など）、天皇が鷹を掌握しているというかたちは保たれていた。

鷹飼たちは天皇に奉仕する「御鷹飼」であったはずだが、摂関政治全盛期には摂関家の大臣大饗に奉仕し（No.39～○＝鷹飼渡）、後三条・白河親政期には天皇の意志が（No.88, 89, 90など）、院政がはじまると院（上皇）の意志が強く作用するようになった（No.94, 110など）。官僚機構が大きく改変されたり、再構築されたりしたわけではなく、それを動かす主導権が摂関・天皇・院の間を移動していたことを如実に示す⁵³。

河内の交野、山城の北野、大和の宇陀野などが禁野とされていたが、それらは天皇の食材を確保する場、そして供御を捕獲する人々が所属する場

として存続していく⁵⁴。永仁3年(1295)成立の『鷹狩記』⁵⁵も、「宇陀野・交野・嵯峨野をもて狩場とするは、行幸・御幸の後なるがゆえなり」と記し、その貢進のされ方について、つぎのように説明している。

六人の御鷹飼かはるがはる日次の供御に鳥奉る。一月に六人して廿四まいらす。六齋日

をのぞくが故に、人別に四羽にて廿四を奉る宇多野と交野に3人ずつ鷹飼が置かれ、6人が順番で日次の供御に鳥を奉献しているが、六齋日を除くため月に24羽だという。禁野・鷹飼と禁裏の関係は、戦国時代まで続いていたことが知られている⁵⁶。しかし、その後の鷹飼と禁裏の関係、供御の消長についてはよくわからない。今後の研究課題だろう。

(3) 殺生禁断と王権

12世紀、仏教に深くのめり込み、王権は仏法によって保障されているとまで考えるようになった白河法皇は、徹底した殺生禁断を命じた(No.109~116)⁵⁷。13世紀に編纂された歴史書『百鍊抄』大治元年(1126)6月21日条は、その厳格さをつぎのように記述している。

紀伊国進る所の魚網を院の門前に於いて焼き棄てらる。この外、諸国の進る所の羅網五千余帖これを棄てらる。また、神領御供の外、永く所々の網を停め、宇治・桂の鶉、皆放ち棄てられ、鷹・犬の類、皆以て此の如し。この両三年、殊に殺生を禁ぜらる所なり。⁵⁸

このように法皇の殺生禁断を記録した後に、「今年、五穀豊稔、野老撃壤、世以て殺生禁断の報と為す」とある。殺生禁断によって災厄が祓われ、穀物が良く稔り、世の中が安穏になるという古代的な観念は、仏教による殺生罪業観が定着しているはずの12世紀にも生きていた⁵⁹。

厳しい殺生禁断を命じた白河院だが、在位中に狩猟すなわち野行幸を復活させていたことを見のがせない(No.90)。承保3年(1076)の大井川(嵯峨野)行幸である。在位中には鷹狩を楽しみ、

晩年は厳格な殺生禁断を命じたわけだが、古代には狩猟をする一方で殺生禁断や放生も命じた天皇が少なくなかった(No.3, 4, 20, 21など)⁶⁰。源頼朝も鶴岡八幡宮放生会に際して殺生禁断を命じたし、上皇になってから頻繁に狩猟をおこなった後鳥羽院も、在位中には殺生禁断を含む新制を発令していた⁶¹。

殺生禁断令は、山野河海に生息する動植物にも恩恵を施す国王の領土高権の宗教的宣言であったのではないかと評されるが⁶²、王権にとっては、狩猟(=キャプチャー)も殺生禁断・放生(=リリース)も同じ意義を有していたのだろう。つまり、生命与奪の権限を示すことにほかならなかったのである⁶³。

南北朝期以降の王権と狩猟、殺生禁断・放生については、研究が少ない。荻米氏が言及したように、中世における殺生罪業観との葛藤が、近世における為政者としての武士の内面を準備したのだとすれば、それを跡付けるためにも、室町・戦国期における殺生とその禁断についての研究が必要である。

4 環境歴史学のなかで

(1) 狩庭の環境史

狩庭(狩場)は、地目として山野と異なるというだけでなく、「地頭狩倉開発」という表現(山門院地頭所務和与状、比志島家文書)もみられるように、開発された土地であって、自然の山野そのままではなかったと考えられる。例えば、『今昔物語集』巻29第27話は、肥後守源章家の殺生の数々をあげつらねる話であるが、それによれば、肥後国飽田の狩地は、倒木や石が多く馬を走らせにくかったため、10頭の鹿が出て来ても6・7頭は逃げられていた。章家は、3,000人もの人々を動員し、石を拾わせ窪んだ所はその石で埋めさせ平にし、馬を走らせてもつまづかないよう整地させたので、多くの人を集め、山々からこの狩場に鹿を追い込むと、10頭出て来た鹿の1頭ものが

れることはできなくなったという。

耕地や集落のように中世の狩場の開発史や景観が研究対象とされたことはなかったが、2006～2011年に総合地球環境学研究所で実施された研究プロジェクト「日本列島における人間—自然相互関係の歴史的・文化的検討」（リーダー：湯本貴和氏）で、草原の歴史の一齣として野焼きが注目され、九州班（リーダー：飯沼賢司氏）によって阿蘇社の狩猟神事の研究が進められた。先ほどみた、『今昔物語集』巻29第27話にも、章家が野に火を放って兎を狩る場面がある。肥後の阿蘇社は古代から狩猟神事をおこなっていたと考えられるが、その際、草原に火を放っていた⁶⁴。

諏訪社は、阿蘇とならんで狩猟神事の史料に恵まれているが、野焼きについては従来あまり意識されてこなかった。しかし、旧暦4月27日におこなわれた矢崎祭で、饗膳の後、「野火」を焼いたという記録があり、『年内神事次第旧記』などによれば、その後、御最所宮（御座石社）に詣で、そこで饗膳・盃酌と「御狩之事申立」という祝言があった。これは、5月2日から行われた五月会御狩のための申立だと考えられ、「野火」も狩猟に先立って野に火を放つ儀礼だったという解釈が可能かもしれない。今後の課題である⁶⁵。

また、八ヶ岳西南麓、かつて諏訪上社の狩場「神野」域内の遺跡で、中世の陥し穴が確認されている。そのなかから検出された逆木の放射性炭素年代測定により、15世紀～17世紀前半の陥し穴であると判定された。『諏方大明神画詞』に、「諏訪野」（神野カ）には「鹿穴」があったと古老が伝えている、という記述があることから、諏訪社の祭礼にともなって鹿を獲った施設である可能性がある⁶⁶。しかし、『諏方大明神画詞』にみえる「鹿穴」を、捕獲のために掘った陥し穴と解釈することは難しい。『諏方大明神画詞』が描くような神事の最盛期は12世紀～14世紀前半であり、頭役を勤仕した武士たちは、騎射や鷹犬で鳥獣を捕獲した。検出された15世紀～17世紀前半の陥し穴は、そうした頭役勤仕の体制が衰

退し、武士たちによる狩猟が減少したこと、それでもなお神野で鹿を捕獲しようとしていたことを示すものであろう⁶⁷。

（2）巢鷹山の歴史

総合地球環境学研究所の研究プロジェクト「日本列島における人間—自然相互関係の歴史的・文化的検討」で、大きな成果をあげたのが、信越国境に位置する秋山郷（長野県栄村）の巢鷹山をめぐる研究であった⁶⁸。担当した中部班のリーダー白水智氏は、プロジェクト以前から同地の調査をおこなっており、荒垣恒明氏らとともに近世の巢鷹山に関する貴重な史料を紹介している⁶⁹。

秋山郷で特筆しなければならないのは、鎌倉時代から戦国時代まで、いわば中世を通じて鷹巢の史料が存在することである⁷⁰。いずれも、信濃国高井郡北部に勢力を持ち、秋山郷を支配した市河氏の家伝文書で、鷹巢と巢鷹に関する内容をもつのは、①寛喜元年（1229）11月28日の左衛門少尉兼致書状、②同年12月13日の北条重時御教書、③応永4年（1397）7月2日の二宮是随奉書（以上3通、本間美術館所蔵）、④年未詳の武田勝頼朱印状案、⑤天正9年（1581）正月9日の武田勝頼朱印状案（以上2通、石井進氏旧蔵）の5通である。

①は、信濃国の守護代である兼致から刑部藤内に宛てた書状で、中野氏と木島氏の間で起こった鷹子盗難事件の内容を報告し、信濃国の守護である北条重時の裁定を求めたもの。②は、重時が①をうけて下した裁定を原田藤内左衛門尉に通達した御教書である。①の刑部藤内は、②の藤内左衛門尉と同一人物で、北条氏得宗家の被官原田氏と考えられる。鷹巢と鷹をめぐって激しい相論がおき、鷹をとった者が盗人として守護所に尋問されていた。

③は、信濃守護代「是随」＝二宮氏が、信濃の守護斯波義将の命令を通達したもので、市河興仙（頼房）が知行する山において、市河氏の許可なく巢鷹を獲る者がいれば、それは「盗賊」として

「公方」が処罰する、という内容である。市河氏が知行していた志久見山の巢鷹は、守護からも注目されていた。

④は、武田勝頼が市河氏から進上される「すたか（巢鷹）」の運び方について指示した文書で、各郷村から3人出して武田氏の本拠地甲府まで運び、鷹の「ゑ（餌）」は途中の郷村が負担するよう命じている。年未詳だが、おそらく⑤と同じ頃だろう。⑤は、勝頼が市河氏の巢山について、2～4月の3ヶ月間、獵師の出入りを禁じ、鷹巢を守り、「御鷹」を進納するよう命じた文書である。この2通によって、16世紀後半、市河氏は戦国大名武田氏に巢鷹を進上していたこと、武田氏から鷹巢山の管理や鷹の運搬方法まで指示されていたことがわかる。

このように13世紀前半から近世にいたるまで、巢鷹山であったことがわかるフィールドは、全国的にみても稀有だと思われるが、各地の巢鷹山についても、史料の渉獵と諸分野の共同研究によって、中世の様相についてもあきらかにできることがあるにちがいない。

（3）狩獵＝殺生を正当化する言説をめぐって

弘安6年(1283)に成ったとみられる『沙石集』巻1に「生類を神明に供ずる不審の事」という話がおさめられている。ある上人が巖島神社で無数の魚が供えられているのを見て疑問に思った。

「神の本地は仏菩薩である。仏菩薩は慈悲を施し、殺生を戒めているはずなのに、何故か」。神はこう答える。「因果の理も知らず、生き物の命を殺す者たちが、神に供えようと思う心によって罪を神に譲り、罪を軽くする。一方、殺される生き物たちは定まった命がつきて無駄に死んでしまうところを、神に供えることによって、仏道に入る方便とする」と。飯沼賢司氏は、この説話をつぎのように解釈し、「里海」の形成を説明している。

中世における神仏の習合は、殺生を正当化する神とそれを禁断する法理をもつ仏教という相矛盾する考えが巧妙に融合されている。

巖島神社は殺生禁断の論理をだすことによって、海の民をその信仰の傘下に組み込み、乱獲などの過剰な自然への収奪を抑制する役割をもったと考えられる。このような神仏習合の完成によって、自然と人間が共生する里海としての瀬戸内海が形成されたといえよう。⁷¹

殺生禁断は、神人など寺社に奉仕する人々の權益を保護する機能を有していた⁷²。「生き物を殺す者たちが神に供えようと思う心によって罪を神に譲る」という論理は、寺社に奉仕するために殺生をする人々の罪の意識を軽減し、奉仕を促進させるものであったと考えられよう。生き物を「神に供えることが仏道に入る方便」という論理があったからこそ、巖島神社にも無数の魚が供えられていたのであり、なぜ「乱獲などの過剰な自然への収奪を抑制する役割をもった」と言えるのか、理解に苦しむ。

「殺生は動物を成仏させる方便であり、功德である」といった殺生を正当化する論理は、遅くとも13世紀前半には各地の狩獵・漁撈に即して語られるようになっていた。例えば、建長6年(1254)成立の『古今著聞集』巻20には、つぎのような話がある。東大寺の春豪房という上人が、伊勢の海で海士がとった蛤をあわれみ、買い取って海にかえした。すばらしい功德を行なったと思っていると、その夜、夢に蛤があらわれて、「二宮の神前にて得脱できるとおもったのに、つまらない同情をかけられたために出離の縁を失ってしまった。かなしい」と愁えた(第692話)。

こうした殺生功德説話はいくつもあったようで、神宮文庫本『沙石集』拾遺5-2には、つぎのような説話が見える。延暦寺の僧、一説には園城寺の僧が、琵琶湖で船に飛び込んで来た鮎に説法をする。「おまえは放つても死んでしまう。おまえの身が私の腹に入れば、私の心はおまえの身に入る。私の行業はおまえの行業ともなって出離できる。だからおまえを喰って菩提をとむらってやる」。そう言って、その鮎を打ち殺した。

注意したいのは、比叡山延暦寺・園城寺をはじめとする顕密の寺院の僧侶たちが殺生功德論を語っていることある⁷³。安易に、「自然と人間」の「共生」などと称揚するのではなく、自然に対して人間がどのような戦略をもって向き合ったか、またそこにどのような葛藤があったのかを考察することが重要だろう。

(4) 「諏方の勘文」をめぐる

狩猟・漁撈などの殺生を正当化する殺生功德論として、最もよく知られているのが「諏訪の勘文」である。「業尽有情、雖放不生、故宿人身、同証仏果」すなわち「業の尽きてしまった有情(=動物)は、放っても生きられない。だから人身に宿してやって(つまり殺して食べてやれば)、人と一緒に成仏できる」という論理で、1356年に成立した『諏方大明神画詞』にみえるのをはじめとして、室町・戦国期には様々なテキストに登場する。「諏訪の偈」あるいは単に「諏訪の文」とも称され、民俗学・宗教学・歴史学など各方面から論及されてきた⁷⁴。

この諏訪の勘文を高く評価したのが、河田光夫氏である。河田氏は、『神道集』に語られる「諏訪説話」をつぎのように称揚した。

殺生・肉食善根論には、単に殺生の業の携わる自分だけでなく、犠牲になる動物もともに救われたいという猟漁民の、やさしく敬虔な願いがこもっていることを見落としてはならない。このような発想は、最も動物と親しむ猟漁民の中から生まれるものである。⁷⁵

河田ほどではなくとも、多くの研究者が、この諏訪の勘文は殺生を生業とする山野河海に生きた人々を救済する論理である、として論じてきた。宗教学者の中村生雄氏も、主著『祭祀と供儀』でつぎのように述べている。

中世の狩猟民・漁撈民にかぎらず、一般に日常的に殺生をなりわいとして生を送るほかない山野河海の民にとって、このような殺生肯定の論理が体制仏教たる顕密諸派が云々

する墮地獄の恐怖からみずからを解放してくれる唯一の道だったことは想像にかたくない。⁷⁶

筆者もこうした見方を前提として駄文を草したことがある⁷⁷。ところが、中世において「諏訪の勘文は殺生を生業とする山野河海に生きた人々を救済する論理」であったと言えるかどうかについては異論がある。吉原健雄氏は、『諏方大明神講式』や『諏方上社物忌令』などを参照しながら『諏方大明神画詞』を読み解いて、つぎの三点を指摘した。

- ① 殺生仏果観は狩猟民ではなく諏訪神による畜類救済の行為として説明されている。
- ② 殺生仏果観は基本的には殺生祭神儀礼に対する仏教的罪惡視の解消の目的で成立した。
- ③ 諏訪大社に罪業観と仏果観をともに含む殺生観が成立した理由は、贅の合理化と社領支配の実現という二つの課題への対応として説明できる。

吉原氏は、諏訪信仰を記述した説話は、殺生祭神儀礼の合理化を目的として成立していると説明できるとした上で、つぎのように述べた。

これらの説話を狩猟民の殺生・肉食の合理化を目的として成立したと解釈するのは、短絡的な理解であろう。つまり、諏訪大社は神による殺生のみは救済の名のもとに正当化し、人による殺生は罪業として否定したのである。⁷⁸

吉原氏の議論(特に①と②)には説得力があり、河田氏のような見方は難しくなった。中村氏やかつての筆者のような見方も、果たして中世の出来事として良いのかが問われている。

吉原氏も、近世には諏訪神が狩猟民の殺生を正当化する神として信仰されていたことを認めているが、それについては、「個々の狩猟の場で獲物を諏訪神に供御すると狩猟民が観念していたためではないであろうか」と述べ、「狩猟民側の殺生観がいつ、どこで成立したのかという問題」は今後の検討課題としている。

そもそも、なぜ諏訪なのか。「殺生祭神は主として諏訪信仰をめぐる問題である」とさえ評されるのだが⁷⁹、諏方社以外にも殺生祭神すなわち動物供儀をおこなっていた神社はあった。にもかかわらず、なぜ諏訪の勘文が殺生肯定論として最も普及したのか。それは、鷹狩の流派の中で、諏方流や諏方と関係のありそうな祢津流が目立つこととも関係があるにちがいない。

5 儀礼・有職故実

(1) 鷹と「鷹の鳥」の卓越化

天下統一の時代をつぶさに見聞した宣教師ジョアン=ロドリゲスは、17世紀初頭にまとめた『日本教会史』において、日本の鷹狩についてのつぎのように記している（第7章第2節）。

彼ら（日本の領主や貴族）は、鷹狩と、それで捕らえた獲物を贈物とすることにきわめて熱中し、彼らの間では、そのことに高い敬意と名誉をかけているのであって、それを食べる際には、特殊な方法と儀式による。これらの鳥を使って天下殿の行なう儀式ばった狩猟がある。

鷹狩が、儀礼的で特権的な狩猟であり、高度に政治的な意義を有していたことをよく伝えている。

鷹の贈答については、江戸幕府によって鷹の献上が国家的な制度とされたこと、その源流が豊臣秀吉や織田信長、さらに室町将軍にあったことなどが指摘されている⁸⁰。室町殿への鷹献上は、6代将軍足利義教から確認できるようになり、8代将軍足利義政以後、義尚・義植・義澄・義晴・義輝・義昭、いずれも鷹の献上をうけていたことを示す史料がある。

平安王朝の貴族社会では、鷹の献上・贈答が発達しており、二条良基の『嵯峨野物語』も「鷹は毎年坂東以下、諸国御つぎ物にそなゆる也」、あるいは「鷹は公家には馬とおなじやうに引出物にはせられしなり」などと記している。武家における鷹の献上・贈答も、公家の伝統を踏襲したもの

と考えられようが、14世紀以前に幕府へ鷹が献上されたことを示す史料はきわめて少なく、中世に武家の鷹献上儀礼がどのように発達したかについてはよくわからない。

献上・贈答以外にも、鷹をめぐる儀礼・作法は多く、『放鷹』も「鷹の礼法」について詳述している。中世の儀礼・有職故実は、二木謙一氏による弓馬故実についての研究をはじめとして、かなり蓄積があるものの⁸¹、中世の鷹に関する儀礼・有職故実の研究は少ない。しかし、桃崎有一郎氏が指摘した路頭礼⁸²のように、当時の社会の構造を考える上でも興味深い儀礼・作法があり、今後の研究課題である。

鷹そのものの贈答だけでなく、鷹の獲物すなわち「鷹の鳥」の贈答についても、その作法が発達した。例えば、守護大名土岐家の関係者が永正8年（1511）に「旧老之談話」と「多年」の「見聞」をまとめた故実書『家中竹馬記』は、酒肴を贈るときに添える目録の書き方について、つぎのような説明している。

樽美物等の目録の次第。魚は前。鳥は後ろ也。魚の中にも鯉は第一也。（中略）鷹の鳥、鷹の雁、鷹の鶴などは、鷹を賞する故に、鯉より前に書く也。

どんな食材よりも鷹の獲物を優先しなければならないという。「鷹の鳥」は、その贈答作法のみならず、調理や配膳、食事においても特別な作法が必要とされた。

「鷹の鳥」をめぐる作法の中でもとりわけ興味深いのは、献上・贈答の際、木の枝に付ける鳥柴付の作法である⁸³。12世紀に描かれた『年中行事絵巻』の大臣大饗の場面には、鷹飼が鳥柴をかついであらわれるし、『徒然草』第66段には、近衛家平と鷹飼の下毛野武勝が、鷹狩の獲物を木の枝につけて献上する鳥柴の作法について問答している話がみえる。その故実が、16世紀以降の鷹書にもふんだんに盛りこまれており、挿図を用いて詳論する鷹書も多い。これについては、堀内勝氏が詳細に紹介し、その精緻で典雅なこと、鷹

にともなう日本独特な習俗であることなどを指摘している⁸⁴。しかし、獲物の種類と柴の樹種の組み合わせにひそむ意味などは考察されておらず、今後の解題であろう。鳥と柴の関係は、所与の自然環境に規定されていたのか、あるいは先行するイメージがあったのか。そこから、自然観を考察することが可能かもしれない。

(2) 「鷹の鳥」の変化—雉から鶴へ—

ロドリゲスは「狩猟される鳥で、日本人が最も珍重しているものの第一は鶴、第二は白鳥、第三は野鴨」(第7章第2節)と記していた。確かに、江戸の将軍から天皇に献上されたのは鶴であったし、将軍や大名の間で贈答がくりかえされた「鷹の鳥」も鶴、ついで白鳥が多い。雁・鴨なども用いられたが、それらよりも鶴の格式は高いものとされた⁸⁵。

しかし、16世紀まで「鷹の鳥」といえば雉であった。平安時代から、雉は公的な饗宴で供された唯一の鳥で、12世紀の『類聚雑要抄』においても、鎌倉時代後半に成立したとみられる『厨事類記』においても、饗宴に供された鳥は雉のみで、『徒然草』も「鳥には雉、さうなき物也」と記している(第118段)。長享3年(1489)2月の奥書をもつ『四条流包丁書』も「美物上下の事」のなかで、「鷹の鳥」は「雉の鳥に必ず限るべし」と明記し、さらに、「只鳥と計り云は雉の事也」とまで記す。『奉公覚悟之事』にも「たかの鳥とはきじ也」とあり、16世紀まで鷹で捕獲した鳥類のなかで雉が卓越した位置にあったことはあきらかである。

信長は、永禄11年(1568)に雁を献上してから、たびたび朝廷に鳥を贈っている。鳥の種類に注意してみれば、天正3年(1575)2月は鶴、同年7月には鶴と白鳥、翌天正4年2月にも鶴と雁、以後毎年のように鶴を献上していた。秀吉は、天正15年と同16年に雉も献上しているが、やはり白鳥や雁、そして鶴の献上が多く、献上された鶴を料理する「鶴の庖丁」もおこなわれている。家

康は鶴の献上が多く、「御鷹の鶴」が特別な献上・下賜の品となった。そして、「鷹の鳥」として雉が贈られる例はほとんど見あたらなくなる。

『花營三代記』によれば、応永28年(1421)と31年(1424)の正月、室町殿に献上された「白鳥」によって大草流包丁の「佳例」があったという。また、大永8年(1528)以前に伊勢貞頼が相伝していたことが確実な故実書『宗五大双紙』は、折紙の書様について、「鳥には白鳥・鶴・雁・鴨・雉・鶴・雲雀・青鷺・五位鷺・鶺鴒・鴨・鶺鴒。四足には兎より外は参候はず候」と説明している。あげられている鳥はいずれも鷹の獲物となるものばかりで、「四足」は「兎」のみ可とされている点も鷹狩を前提にした記述であることを示しているが、鳥の筆頭を「白鳥」としている点が気になる。古河公方の贈答には白鳥の献上が多いという報告もあり⁸⁶、雉とは別に白鳥の儀礼が存在した可能性を否定できない。

中世には、鷹で捕獲した鶴について、どのような価値が認められていたのかよくわからない。古来、鶴は長寿の鳥と信じられ、食用にもされたが、なぜ信長・秀吉・家康の時代に、「鷹の鳥」として珍重されはじめるのか。雉から鶴へ変化したとすれば、それは何を意味するのだろうか。

雉には見あたらず鶴には備わっている意味としてすぐに想起されるのは、農耕との関係、特に稲作に結びつく信仰である。鳥が天から稲穂をくわえてきて落とし、そこから稲作が始まったとする神話が東アジア各地にみられる。日本の場合、そうした穂落神伝承の鳥は東北から沖縄まで鶴が多い。めでたい高貴な鳥とされた背景には、そうした稲作の起源と結び付いたイメージがあったとも言われる。また、白鳥も稲の収穫時期に渡来する大きな鳥であったからか、稲になったり餅になったりする伝説が多く、穀霊神とみなされたりもした⁸⁷。そうしたイメージを持つが故に、鶴や白鳥が高い価値を持つものとされ、近世、雉にとってかわって天皇と天下人を結びつける「鷹の鳥」になったのだろうか。貫高制から石高制へ

の転換し、百姓＝農民とみなされるようになった時代に、「鷹の鳥」までもが稲作に直結するイメージをもつ鶴あるいは白鳥に変化し、国家的な制度に組み込まれたとすれば興味深い⁸⁸。いずれにしても、今後の課題としなければならない。

6 家・流派と鷹書

(1) 公家の「鷹の家」

『放鷹』は、「近古に於ける鷹の家」として、まず西園寺家と持明院家をあげて、詳述している。両家は、中世から近世に続く鷹道相伝の家として知られているが、中世において両家は鷹狩とどのような関係にあったのだろうか。

15世紀後半に一條兼良が著したとみられる『尺素往来』は、鷹道について「相伝練習之家々、園中将・坊門少将・楊梅侍従以下、并御隨身秦・下毛野等」と記している。そこには、西園寺も持明院も見当たらない。『蒙求臂鷹往来』という鷹書は、成立年が明確でないものの、宮内庁書陵部所蔵本に、作者松田宗吟は永禄2年(1559)に没したと記されており、それを信じれば、16世紀の中頃までに成立していた鷹書ということになる。往来物の形式で鷹狩に関する語彙や故実を説いているものなのだが、そのなかに、「公武数寄の人々、左右に分かれて、勝負の小鷹狩を興行」という話がみえ、「公家」として「甘露寺垂相家・飛鳥井納言家・坊城黄門家・園虎賁・坊門羽林・楊梅拾遺」の名があげられている。「園」・「坊門」・「楊梅」は『尺素往来』と一致しているが、やはり西園寺も持明院も見えない。

13世紀末の『鷹狩記』は、「西園寺入道以後、又、その沙汰ありしなり。故常盤井入道殿は殊に鷹をよく手練し給ひけり」と記しており、西園寺公経以後に王朝の鷹狩が再び盛んになったこと、公経の子実氏は特に鷹をよく練習していたことなどがわかる。二条良基も『嵯峨野物語』に「西園寺相国〈公経〉、常盤井太政大臣〈実氏〉、又、入道相国〈実兼〉、けしからずこのみちの好士也」

と、やはり西園寺家の人々が鷹を好んだと記しているから、この頃の西園寺家は「鷹の家」と称されるに相応しい実態をもっていたのだろう。

ところが、先ほどみたように、『尺素往来』にも『蒙求臂鷹往来』にも、西園寺の家名は見当たらず、15世紀以降についてはよくわからない。立命館大学図書館の西園寺文庫には、40数点もの鷹書がある。「鷹の家」に相応しい蔵書群だと思われるが、二本松泰子氏らの調査によれば、その中には中世にさかのぼる鷹書が無く、多くは近世・近代に収集されたものらしい。中世後期に、西園寺家と鷹道にどのような関係があったのかは、今後の研究課題である。

西園寺家と共に「鷹の家」とされている持明院家はどうか。近世に「持明院」の家名を冠した鷹書が多数出現することは確かで、『続群書類従』や『丹鶴叢書』にも収録されている『基盛(基成)朝臣鷹狩記』は、持明院基盛の著作だと信じられてきた。しかし、拙稿であきらかにしたとおり、持明院家は16世紀に他家の鷹書を集積し、鷹道伝授を行うようになったのであり、15世紀以前に持明院家が鷹道を相伝していた「鷹の家」だったとは考えられない⁸⁹。『基盛朝臣鷹狩記』は、西園寺家の人(おそらく実兼)の著作であったが、近世に持明院家のものとされた⁹⁰。

持明院家が、いかにして「鷹の家」になったのか。西園寺家とどのような関係にあったのか。まだよくわからない点が多い。拙稿で、鷹道の伝授には歌道が影響していると考えられることを指摘しておいたが⁹¹、近世の持明院家は鷹道以外に入木道(書道)、郢曲・神楽なども家業としており、それらと鷹道との差異についても考えてみるべき問題があるだろう。

(2) 流派とは何か—政頼流と禰津流—

『放鷹』は、「鷹の流派」として「政頼流」から「宇都宮流」まで、数多くの流派について詳述しているが、流派名をアプリアリに掲げていることに注意が必要であろう。流派名を冠する鷹書を

あげながら解説しているのだが、必ずしも各流派の成り立ちについてあきらかにされているわけではない。流派とテキスト（鷹書）が不可分の関係にあったことはたしかであろうが、言うまでもなくテキストも流派も構築されたものであり、それぞれの構築過程が問われなければならない。二本松泰子氏は、「西園寺家〜」と題する鷹書のなかにも諏訪に言及するものがあり、「宇都宮流」の鷹書のなかにも京都で成立・流布したと思われる鷹書とよく似た記述がある、といった重層的で入り組んだ実態をあきらかにしている⁹²。

私たちが目にしている鷹書の多くは16世紀以降に成立したものだが、その前から鷹狩に関する由緒や技術（秘伝）は様々な場で語り継がれ、相互に絡み合いながら、やがてテキスト化されたはずである。書名に「〇〇流」や「×××家」などと冠する近世写本の歴大さが如実に物語っているとおり、近世こそ流派という属性が希求された時代であった。鷹書の内容を丹念に解読し、言説の異同を確認することは、流派の構築過程の解明にも資するはずだが、鷹書だけでは限界がある。芸道の流派が分立している場合、テキスト（秘伝書など）は他流派と自流派の差異を主張するものであろうが、16世紀以降の鷹道伝授のなかには古今伝授のように鷹狩の実践（実猟）と必ずしも直説は結び付かないものがあつたことにも注意が必要であろう。

『放鷹』がまずあげている流派は「政頼流」だが、「政頼」の名がみえる鷹書の出現も16世紀以降のことである。そもそも「政頼」は、『尊卑文脈』で「源頼義朝臣、鎮守府将軍として下向の時、相具足の刻、出羽守に任じ、鷹飼と為す也」と注記されている源頼朝が原像だろう。13世紀前半に成立した説話集『古事談』のなかにも、つぎのような話がある。ある人が、信濃鷹を入手した際に、源頼朝の鷹匠としての能力を試そうと、西国の鷹だと偽って頼朝にわたす。すると頼朝は、鷹が西国産ではないことを見抜き、信濃産であろうと言い当てた、という（『古事談』四-13、316）。す

で鎌倉時代には優れた鷹匠として、様々な伝説をまとめて語り継がれていたと考えられる。13世紀後半に編纂された『吾妻鏡』建永元年（1206）3月12日条によれば、信濃の武士桜井五郎は、優れた鷹飼で、この日、将軍の前で鷹を飼う「口伝故実」について語ったという。そして、同13日条にはつぎのようにみえる。

相州召に依りて御前に参り給ひ、数剋御雑談に及ぶ。将軍仰せて云ふ、桜井五郎といふ者有り。鴟を以て鳥を取らしむ可きの由これを申す。慥に其实を見んと欲す。是嬰兒の戯に似たり。詮無き事かと云々。相州申されて云ふ、齊頼此術を専らにすと云々。末代に於ては希有の事なり。

執権北条義時が将軍実朝に、鴟を調教して鳥をとらせる術は「齊頼」のものだったと語っている。齊頼は、鎌倉の武家の間でも伝説的な鷹匠として語り継がれていたらしい。しかし、その後の齊頼（政頼）像の展開についてはよくわからない。今後の課題であろう。

『放鷹』は、「政頼流」「胡竹（故竹）流」に続けて「禰津流」をあげ、「信州諏訪社の鷹鷹に奉仕せし一派」と説明している。これは、延文元年（1356）成立の『諏方大明神画詞』につぎのような叙述があることなどから、疑いようのない定説となっていた。

祢津神平貞直、本姓は滋野なりしを、母胎より神の告ありて神氏の約して大祝貞光が猶子として字を神平とぞ云ける。諏方郡内一庄の領主として、保元平治の戦場にも向にけり。武勇業のみにあらず、東国無双の鷹匠なり。

しかし、そもそも『諏方大明神画詞』を制作したのは室町幕府の奉行人となっていた京都の諏方氏であつて、京都諏方氏が祢津氏の鷹に関する由緒を諏方に引き付けようとした可能性がある⁹³。中世、祢津氏は信州諏方社の氏人となり、「神」氏を称したことはまちがいない⁹⁴。しかし近年、二本松泰子氏は「禰津流」の鷹書の中に、諏方社

の贅に関する記述を有するものがほとんど無いことを指摘している⁹⁵。嘉暦2年(1327)の『白鷹記』によれば、信濃の祢津神平は摂関家に白鷹を献上した。祢津氏は「東国無双の鷹匠」の家として知られていたのだろう。しかし、その鷹術が「諏訪社の贅鷹」に由来するものかどうかは、検討の余地がある。

(3) 諏方流をめぐって

『放鷹』は、「諏訪流は地方的に盛にして或る歳月の間にはその傳書も成りたるが如し」と記しており、「諏訪流」が信州諏訪大社の贅鷹の術であったとする。

信州の諏方社では、古代から狩猟神事・動物供犠が行なわれており、鷹による鳥や兎の捕獲も行なわれてきた。なかでも五月会の神事と7月末の御射山の神事は盛大で、中世には信濃国内に所領をもつ武士たちが奉仕した。『諏方大明神画詞』によれば、五月会は御狩押立神事から始まり、神官・大祝・氏人などの一行が、八ヶ岳山中で狩猟をおこなう。御射山祭も同様で、その狩猟の様子は、「鷹など据えてつかう者もあり、禽獣を立て射取る者もあり」と記されている。

15世紀末頃、神長官の守矢満実あるいはその子継実によってまとめられたとみられる『諏方御符礼之古書』は、諏方上社の主要な祭祀である花会・五月会・御射山祭の頭役の記録である。そこには文安3年(1446)から延徳元年(1489)にいたる44年間、頭役を課せられた庄園・郷村名、頭人(在地領主)とその代官、役銭の額などが記されており、その中に97件もの神鷹奉納が確認できる⁹⁶。諏方社にとって鷹が特別な意味をもっていたことはまちがいない。

諏方社の神事に奉仕した「氏人」・「神」党の家々には、鷹の故実が蓄積され、鷹術が相伝されていただろう。しかし、鷹術の流派としての「諏訪流」がいつどこで成立したかは問題で、京都諏方氏も鷹術を相伝し、鷹書をのこしている。中世にさかのぼる鷹書あるいは近世の写本にみえる中世の

本奥書にあらわれる諏方氏は、京都の諏方氏が多い。「諏訪流」は、まず京都で成立した可能性が高いだろう。

管見の限り、「諏方流」の鷹術を学んでいることが確認できる最も古い記録は、島津氏の重臣上井覚兼が天正9年(1581)に記したとみられる「伊勢守心得書」である。覚兼は、「鷹・蹴鞠の事は、大隅の生にて候間、心付ず候」と前置きし、「しかしながら鷹の事は、諏方流とて当家余儀なき事に候」と述べている。かつて信濃にも所領を持っていた島津氏は、諏方社に対する崇敬が篤く、薩摩・大隅には諏方(南方)社の分祠が多い。覚兼が学んだ「諏方流」の鷹術とは、京都で成立したものなのか、それとも薩摩・大隅の諏方社で成立したものなのだろうか。

鷹道の諸流派の中で最もよく知られている諏訪流でさえも、その形成過程についてはこのようにわからない点が多い。その解明は今後の課題であるが、神社(社家)史料論が進展しており⁹⁷、中世後期の諏方氏および諏訪信仰に関する研究も深化しているから⁹⁸、新たな知見が期待できよう。

(4) 鷹書・鷹詞・鷹歌

鷹書と総称される書物群が、古典知の一大ジャンルであったことは、『群書類従』に「鷹部」があることひとつをみてもあきらかなのだが、近代以降、文学も歴史学もこのジャンルを冷遇してきたと言わざるをえない。『放鷹』は、いわば和学と近代の学問とを融合させて、鷹書の世界を伝えようとした。その後、鷹書の数の多さ自体を問題として浮かび上がらせた塚本学氏の指摘や⁹⁹、山名隆弘氏による部分的な解説はあったが¹⁰⁰、本格的な調査・研究の対象とされるようになったのは、1990年代以降のことだと言ってよいだろう。

まず、鷹書に含まれる説話や注釈の豊かさ、鷹歌への関心を強めた文学研究者による先駆的な論考があった¹⁰¹。最近は、山本一氏¹⁰²、二本

松泰子氏¹⁰³、大坪舞氏¹⁰⁴らが精力的に鷹書を調査し、論考を発表している。

鷹書には鷹の各部名称、良鷹の識別、飼養、傷病の診断・治療、治療のための薬品とその処方、訓練、装束・道具など、煩瑣といってもよいほどの詳細な情報が含まれているものも少なくない。ユニークな註釈の成果として、『鷹の書』がある¹⁰⁵。これは、堀内勝氏（文化人類学）・箕浦芳浩氏（吉田流鷹匠）を中心とした鷹書研究会（中部大学）が、信州諏訪の河西家に伝来した鷹書の一冊『鷹書（大）』を丹念に解読したもので、ここまで詳細な鷹書の註釈は前後に例が無く、堀内氏によるアラブの鷹狩との比較解説も興味深い。ただ、鷹書という膨大な史料群のなかで、この『鷹書（大）』がどのような位置にあるのかといった問題を含め、のこされた課題も多い。

国語学では、早くから鷹詞に関する研究がおこなわれていたが¹⁰⁶、三保忠夫氏の大著¹⁰⁷は近年最大の成果と言えよう。これは、宮内庁書陵部蔵の鷹書 737 点の悉皆調査の成果を中心とするものであって、概ね時代順に広く鷹狩に関わる人物も調査し、それを踏まえて鷹書を解説した上で、三保氏の専門分野である鷹詞について考察している。個人の研究としては質・量共に驚異的で、今後の鷹書研究は、この一書抜きにはありえないだろう。ただ、三保氏があきらかにしているとおり、書陵部所蔵の鷹書 737 点の内、636 点 (86. 3%) は雲州松江藩松平家から寄贈されたものである。三保氏は同松平家の鷹書収集事情も検討しているが、いずれにしても書陵部の鷹書の多くは近世後期の写本であって、中世までさかのぼる本はほとんど無い。もちろん、新しい本のなかにも貴重な孤本や良質な写本があるので史料的な価値は一概に決められないが、鷹書の祖型や諸流派の成立事情を考察するためにも、16 世紀以前に成立したことがあきらかな鷹書の調査・研究が急務であろう。

おわりに

以上、たいへん雑駁ながら、中世の鷹狩に関する研究の動向を整理し、課題のいくつかを指摘してみた。最後に、全体にかかわることとして、2 つの比較史をあげておきたい。

1 つは一般的な比較史で、異なる国・地域の互いに類似した事象を比較し、それぞれの特殊性と相互の共通性とを明らかにすることである。例えば、秋吉正博氏は、9 世紀に嵯峨天皇が撰述を命じた『新修鷹経』の構成について考察し、中国の「鷹賦」との関係指摘した¹⁰⁸。奈良・平安の鷹狩に、唐の影響は絶大だったと考えられるが、彼我の比較研究は意外におこなわれていないのではないだろうか。例えば、日本では鷹を左手に据える。しかし、中国では鷹を右手に据えている。なぜ、こうした差異が生じたのであろうか。

10 世紀後半から天皇主催の狩猟は（白河天皇の大井川行幸を唯一の例外として）おこなわれなくなり、四つ足の獣を狩る狩猟が忌避されるようになった。12 世紀初頭には、白河院が厳格な殺生禁断を命じる。これらは平安王朝において殺生罪業観や穢れ観念が肥大化したことによるものと考えられるが、久保田和男氏は宋の皇帝が「畋獵」すなわち狩猟をおこなわなくなり、しかもそれを誇っていたことをあきらかにして、そこに文治政治の確立をみている¹⁰⁹。平安王朝は、宋の影響をうけて、獣猟を忌避するようになったのではないだろうか。

2 つ目の比較史は、日本において同時に存在していた他の事象と鷹狩とを比較し、鷹狩の歴史的な特質を考えることである。巻狩（獣猟）と鷹狩の比較、その差異については先に述べた。もう 1 つ比較対象をあげるとすれば、鶺鴒である。野生の鳥を飼い馴らして他の動物を捕獲させる点、鷹狩は鶺鴒とよく似ており、日本における両者の歴史には共通する部分が少なくない。両者の共通点と相違点を探ることで、鷹狩・鶺鴒、それぞれの特質を考察できるだろう¹¹⁰。

- 1 宮内省式部職『放鷹』吉川弘文館 1931 (復刻版、1983、新装版 2010 年)。なお、『放鷹』に先行する鷹狩の概説として、龍肅「日本遊獵史」『日本風俗史講座』五 (雄山閣、1929 年) がある。
- 2 例えば、根崎光男『犬と鷹の江戸時代』(吉川弘文館、2016 年) なども、近世の鷹狩については新知見が披瀝されているものの、その前史については『放鷹』に依拠するのみである。
- 3 瀬戸口明久「狩猟と皇族」(『動物観研究』13、2008 年)。
- 4 加藤秀幸「鷹・鷹匠、鶉・鶉匠埴輪試論」(『日本歴史』336、1976 年)、森田喜久男「日本古代の王権と狩猟」(『日本歴史』485、1988 年)、吉井 哲「古代王権と鷹狩」(『千葉史学』12、1988 年)、榎村寛之「野行幸の成立—古代の王権儀礼としての狩猟の変質—」(『ヒストリア』141、1993 年)、斎宮歴史博物館『特別展 狩りと王権』(1995 年) など。
- 5 芥川竜男「江戸近郊に於ける鷹場をめぐる諸問題」(『地方史研究』16、1954 年)、村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』(雄山閣出版、1985 年)、曾根勇二「豊臣政権と御鷹場」(『白山史学』22、1986 年)、福田千鶴「近世初期福岡藩における鷹場支配の展開」(『地方史研究』41-3、1991 年) など多数。
- 6 中世には鷹の美術とりわけ鷹図・鷹狩図等の絵画が発達する。それについては、水野裕史「日本における鷹図・鷹狩図の研究概要と展望—中国の鷹図を踏まえて—」(『鷹・鷹場・環境研究』創刊号、2017 年) を参照していただきたい。
- 7 戸田芳実「国衙軍制の形成過程」『初期中世社会史の研究』(東京大学出版会、1991 年、初出は 1970 年)。
- 8 石井 進「中世成立期の軍制」『鎌倉武士の実像』(平凡社、1987 年、初出は 1969 年)。
- 9 河音能平『日本封建制成立史論』(東京大学出版会、1971 年)。
- 10 入間田宣夫「守護・地頭と領主制」(『講座日本歴史』3 中世 1、東京大学出版会、1984 年)、同「撫民・公平と在地社会」(『日本の社会史』5、岩波書店、1987 年)、高橋昌明「武士の発生とその性格」(『歴史公論』2-7、1976 年)、野口 実『武家の棟梁の条件』(中央公論社、1994 年)、同「国家と武力」(『歴史評論』564、1997 年) など。
- 11 松井輝昭「狩倉についての一試論」(『広島県史研究』4、1979 年)。
- 12 井原今朝男「富裕と貧困—中世社会における富の源泉と格差—」、中澤「市場・網場・狩場・墓場の力—富の源泉としての「庭」・ナワバリ—」ともに井原編『富裕と貧困』(竹林舎、2013 年)。
- 13 中澤「狩猟神事と殺生観」『中世の武力と城郭』(吉川弘文館、1999 年)。諏訪の狩猟については、伊藤富雄『諏訪神社の研究』(同著作集第 1 巻、永井出版企画、1978 年)、同『諏訪上社「年内神事次第旧記」釈義』(同著作集第 2 巻、永井出版企画、1979 年)、『諏訪市史』上巻 (諏訪市、1995 年)、中澤「狩猟神事の盛衰」湯本貴和・須賀 丈編『信州の草原—その歴史をさぐる—』(ほおずき書籍、2011 年) などを参照。
- 14 原田信男『なぜ生命は捧げられるのか—日本の動物供犠—』(御茶の水書房、2012 年)。
- 15 塚本 学「農具としての鉄炮」『生類をめぐる政治』(平凡社、1983 年)。
- 16 藤木久志「村からみた領主—その存在理由を問う—」(朝日百科日本の歴史別冊『歴史を読みなおす』13、1994 年)。
- 17 中澤「居館と武士の職能—出土鉄鏃と狩猟—」小野正敏ほか編『鎌倉時代の考古学』(高志書院、2006 年)。
- 18 前掲註 9 河音『日本封建制成立史論』。
- 19 柳田國男『後狩詞記』(1910 年) は、日本民俗学の嚆矢としても知られる。
- 20 黒田日出男『日本中世開発史の研究』(校倉書房、1984 年)。
- 21 『日本国語大辞典』第二版 (小学館) の「たてる」の項。
- 22 前掲註 17 中澤「居館と武士の職能」。
- 23 前掲註 13 中澤「狩猟神事と殺生観」。
- 24 水藤 真『落日の室町幕府—蜷川親俊日記を読む—』(吉川弘文館、2006 年) は、室町幕府政所代であった親俊の日記から武家の暮らしに言及しているが、鷹山(鷹狩)が頻繁なことに驚いている。
- 25 服部英雄『武士と荘園支配』(山川出版社、2004 年)。
- 26 千葉徳爾『狩猟伝承研究』(風間書房、1969 年)、石井 進『中世武士団』(小学館、1974 年) など。
- 27 平 雅行「日本の肉食慣行と肉食禁忌」脇田晴子・アンヌブッシイ編『アイデンティティ・周縁・媒介』(吉川弘文館、2000 年)、中澤「殺生と新制—狩猟と肉食をめぐる幕府の葛藤—」(『東北学』3、2000 年)、同「武家の狩猟と矢開の変化」井原今朝男ほか編『論集東国信濃の古代中世史』(岩田書院、2008 年)。
- 28 中澤「鷹書の世界」五味文彦編『芸能の中世』(吉川弘文館、2000 年)。
- 29 山名隆弘「織田信長と鷹狩」(『国史学』82、1970 年、のち『戦国大名と鷹狩の研究』纂修堂、2006 年)。

- 30 同上。一般に信長は、「伝統的な権威を破壊した」、「新たな天下を創造した」などと評されることもあるが、室町殿の先例をふまえて行動していたことは、近年の神田千里『織田信長』(筑摩書房、2014年)や金子拓『織田信長権力論』(吉川弘文館、2015年)でも指摘されている。
- 31 金子拓『織田信長という歴史—『信長記』の彼方へ—』(勉誠出版、2009年)、中澤「武士の狩猟と城下町」岩下哲典ほか編『城下町と日本人の心性』(岩田書院、2016年)。
- 32 山名隆弘「太閤秀吉の鷹狩」(『国学院雑誌』70-10、1969年、のち前掲註29『戦国大名と鷹狩の研究』)、中澤「狩る王の系譜」同編『人と動物の日本史〈2〉歴史のなかの動物たち』(吉川弘文館、2009年)など。
- 33 山名隆弘「徳川家康と鷹狩」(『国学院雑誌』82-4、1981年、のち前掲註29『戦国大名と鷹狩の研究』)、大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』(吉川弘文館、1999年)など。
- 34 前掲註31中澤「武士の狩猟と城下町」、註32同「狩る王の系譜」。
- 35 平雅行「殺生禁断の歴史的展開」大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造』古代・中世(思文閣出版、1997年)、同「殺生禁断と殺生罪業観」脇田晴子・Mコルカット・平雅行編『周縁文化と身分制』(思文閣出版、2005年)。
- 36 原田信男『歴史のなかの米と肉』(平凡社、1993年)。
- 37 中村生雄『祭祀と供犠—日本人の自然観・動物観—』(法蔵館、2001年)。
- 38 三橋正『日本古代神祇制度の形成と展開』(法蔵館、2010年)、前掲註35平「殺生禁断の歴史的展開」および「殺生禁断と殺生罪業観」。
- 39 苺米一志『殺生と往生のあいだ—中世仏教と民衆生活—』(吉川弘文館、2015年)。
- 40 前掲註31中澤「武士の狩猟と城下町」。
- 41 小山靖憲「初期中世村落の構造と役割」歴研・日本史研究会編『講座日本史』2(東京大学出版会、1968年)、同「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」(『日本史研究』139・140合併号、1974年)。のち同『中世村落と荘園絵図』(東京大学出版会、1987年)。
- 42 永井英治「中世における殺生禁断令の展開」(『年報中世史研究』18、1993年)、前掲註35平「殺生禁断の歴史的展開」、前掲註39苺米『殺生と往生のあいだ』。中澤「中世寺院の暴力」小野正敏・五味文彦ほか編『中世寺院暴力と景観』(高志書院、2007年)で指摘したように、樹木を伐ることが罪悪だとする言説もあった。

例えば、延応元年(1239)年6月5日の金剛峯寺座主・別当連署定書(高野山文書宝簡集54、『中世法制史料集』第6巻所収)には、「木を伐り、草を刈るは、もとよりその罪有り」という文言が見え、草木を切るのは罪であると説いている。

- 43 前掲註35平「殺生禁断の歴史的展開」。
- 44 前掲註1『放鷹』も、「本邦放鷹史」の「鎌倉時代の放鷹禁止」において、頼朝は「放鷹を好まず」あるいは「鎌倉には鷹すらも見ることも能はざるに至れり」などとしている。
- 45 前掲註4森田「日本古代の王権と狩猟」、吉井「古代王権と鷹狩」、榎村「野行幸の成立」など。
- 46 中世の鷹狩と王権の関係に言及したものに、藤木久志「鷹と王権」朝日百科・日本の歴史別冊 歴史を読みなおす18『ひとと動物の近世』(朝日新聞社、1995年)、中澤「狩猟と王権」岩波講座『天皇と王権を考える』3(生産と流通、岩波書店、2002年)、前掲註32中澤「狩る王の系譜」、同「王朝の狩猟文化」京都女子大学 宗教・文化研究所(『研究紀要』22、2009年)などがある。
- 47 山口昌男「王権の象徴性」『天皇制の文化人類学』(岩波書店、2000年)。
- 48 中沢新一『熊から王へ』(講談社、2002年)。
- 49 前掲註46中澤「王朝の狩猟文化」。
- 50 二重のキャプチャーは、鳥に捕獲させる間接的な狩猟だということで、これは殺生罪業観との葛藤において意味を持つ。例えば、鷲流の狂言『餌差十王』(大蔵虎明本『餌差』)は、餌差の政頼が閻魔大王に自身の罪業について言い逃れをする。「汝は娑婆にて明け暮れ諸鳥を刺し、大悪人にてある間、地獄へ落とそふづるぞ」と言う閻魔に対して政頼は「鳥を刺し鷹と申物に食わせて養い候程に、あまりとがにてはなく候」と答え、「鷹がとがでこそ御座れ、私のとがではござらぬ」と言って、極楽行きを望む。「鷹がとがでこそ御座れ、私のとがではござらぬ」という言い逃れを、「それならば、あまり汝がとがでもない」と認めているのは、観客の笑いをとるところなのだろうが、この直接手をくだしているのではないという論理は、鷹狩の盛行を考える上で、無視できない。間接的な「殺生」であると考えられることで、罪業観を緩和することができたのではないだろうか。これも今後の課題である。
- 51 吉田孝『日本の誕生』(岩波書店、1997年)。
- 52 前掲註4榎村「野行幸の成立」、仁藤敦史「古代王権と行幸」『古代王権と官僚制』(臨川書店、2000年)。
- 53 弓野正武「鷹飼渡」と下毛野氏(『史観』93、1976

- 年)、同「平安時代の鷹狩りについて」(『民衆史研究』16、1978年)、同「古代養鷹史の側面」竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『律令国家と古代社会』(東京堂出版、1984年)、同「御鷹飼」の系譜(『早稲田大学高等学院研究年誌』34、1990年)、中澤「野生の価値と権力—王朝の狩猟とその言説—」(『古代文学』46、2007年)、前掲註32中澤「狩る王の系譜」。
- ⁵⁴ 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』(岩波書店、1984年)、中原俊章『中世公家と地下官人』(吉川弘文館、1987年)、同『中世王権と支配構造』(吉川弘文館、2005年)、丹生谷哲一『日本中世の身分と社会』(塙書房、1993年)、同『身分・差別と中世社会』(塙書房、2005年)。
- ⁵⁵ 『基盛(基成)朝臣鷹狩記』の書名で流布している鷹書で、持明院基盛の著作だと信じられてきたが、実は西園寺家の人(おそらく西園寺実兼)が著述したものの。中澤「公家の「鷹の家」を探る—『基盛朝臣鷹狩記』は基盛の著作か—」(『日本歴史』773、2012年)。
- ⁵⁶ 前掲註54網野『日本中世の非農業民と天皇』、中原『中世王権と支配構造』など。
- ⁵⁷ 五味文彦「王権と幕府—殺生禁断令を媒介に—」(『別冊文芸・天皇制』河出書房新社、1990年)、同「院政と天皇」岩波講座『日本通史』第7巻中世1(岩波書店、1993年)。
- ⁵⁸ 『百錬抄』によれば、さらに白河院は同年10月21日、洛中の籠の鳥を召し集めて、これを放棄させ、伊勢神宮の祭主に伊勢国内の神戸・庄園の鷹・犬を回収させて京都に運ばせ、12月8日、これを「観覧」すなわち実見した後、放たせた。また大治五年(1130)10月7日、翌6年正月25日には、弾正台・左右京職・檢非違使に、私に鷹・鶴を飼うことと狩猟を取り締まるように命じている(『朝野群載』同日付の太政官符)。
- ⁵⁹ 前掲註53中澤「野生の価値と権力」。
- ⁶⁰ 前掲註42永井「中世における殺生禁断令の展開」は、殺生禁断の恣意性を指摘しているが、後述するように、王権にとっては生命と奪すなわちキャプチャーもリリースも意味があり、恣意的と評価するわけにはいかない。
- ⁶¹ 五味文彦「建暦期の後鳥羽院政—『世俗浅深秘抄』と「建暦の新制」—」(明月記研究会編『明月記研究』10、2005年)、佐々木文昭『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、2008年)。
- ⁶² 保立道久「中世における山野河海の領有と支配」『日本の社会史』第2巻(岩波書店、1987年)。
- ⁶³ 中澤「王権と狩猟」『中世の武力と城郭』(吉川弘文館、1999年)、前掲註32同「王朝の狩猟文化」。
- ⁶⁴ 湯本貴和編/佐藤宏之・飯沼賢司責任編集『シリーズ日本列島の三万五千年—人と自然の環境史2 野と原の環境史』(文一総合出版、2011年)。飯沼賢司編『阿蘇下野狩史料集』(思文閣出版、2012年)で「下野狩日記」や「下野狩旧記抜書」といった阿蘇下野の狩に関する良質な史料が紹介された。
- ⁶⁵ 前掲註13中澤「狩猟神事の盛衰」、同「狩猟と原野」同上『野と原の環境史』。
- ⁶⁶ 河西克造『馬捨場遺跡』(長野県埋蔵文化財センター、2002年)、桜井秀雄「八ヶ岳南麓の中世陥し穴」(『金沢大学考古学紀要』28、2006年)。
- ⁶⁷ 前掲註13中澤「狩猟神事の盛衰」。
- ⁶⁸ 荒垣恒明「巢鷹をめぐる信越国境地域の土地利用規制」湯本貴和ほか編『山と森の環境史』(文一総合出版、2011年)、同「江戸時代の狩猟と鷹捕獲」白水智編『新・秋山記行』(高志書院、2012年)、白水智「国界と山論—近世信越の巢鷹山争論から—」(『地方史研究』66-4、2016年)など。
- ⁶⁹ プロジェクト以前の成果については、白水智『知られざる日本—山村の語る歴史世界—』(日本放送出版協会、2005年)を参照。なお、2011年の長野県北部震災後、白水氏を中心とする「地域史料保全有志の会」による文化財レスキュー「栄村文化財保全活動」が継続されている。白水「文化財救出と人文学の現場—長野県北部震災での経験から—」(『中央史学』35、2012年)、同「長野県栄村における文化財保全活動と保全の理念」歴史学研究会編『震災・核災害の時代と歴史学』(青木書店、2012年)、同『古文書はいかに歴史を描くのか—フィールドワークがつなぐ過去と未来—』(NHK出版、2015年)参照。
- ⁷⁰ 中澤「中世の狩猟と鷹捕獲」白水智編『新・秋山記行』(高志書院、2012年)。
- ⁷¹ 飯沼賢司『環境歴史学とはなにか』(山川出版社、2004年)。
- ⁷² 前掲註42の諸論考。
- ⁷³ 前掲註42中澤「中世寺院の暴力」。
- ⁷⁴ 前掲註26千葉『狩猟伝承研究』、伊藤喜良『日本中世の王権と権威』(思文閣出版、1993年)、中村生雄『日本の神と王権』(法蔵館、1994年)、前掲註37同『祭祀と供犠—日本人の自然観・動物観—』など。
- ⁷⁵ 河田光夫『中世被差別民の装い』(河田光夫著作集 第2巻、明石書店、1995年)。
- ⁷⁶ 前掲註37中村『祭祀と供儀』。
- ⁷⁷ 前掲註13中澤「狩猟神事と殺生観」、同「殺生と新

- 制 一狩獵と肉食をめぐる幕府の葛藤—(『東北学』3、2000年)など。
- ⁷⁸ 吉原健雄「「諏訪大明神画詞」試論—殺生観をめぐる—」(『日本思想史研究』23、1991年)。
- ⁷⁹ 伊藤 聡『神道の形成と中世神話』(吉川弘文館、2016年)。
- ⁸⁰ 前掲註29山名「織田信長と鷹狩」、前掲註33大友『日本近世国家の権威と儀礼』、盛本昌広「戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼」『日本中世の贈与と負担』(校倉書房、1997年)、同『松平家忠日記』(角川書店、1999年)、同「豊臣政権の贈答儀礼と鷹狩」『中近世の山野河海と資源管理』(岩田書院、2009年)、同『贈答と宴会の中世』(吉川弘文館、2008年)など。
- ⁸¹ 二木謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、1985年)、同『中世武家の作法』(吉川弘文館、1999年)。なお、小笠原氏については、村石正行氏のつぎの論考も参照。村石正行「小笠原長時の書状一通—同名氏族間の交流から—」(『長野県立歴史館研究紀要』14、2008年)、同「小笠原長時の外交活動と同名氏族間交流」(『史学』82-1・2、2013年)、同「足利義材政権と小笠原氏—小笠原同名氏族間交流と故実の相承—」(『信濃』65-9、2013年)、同「小笠原貞慶発給文書の基礎的考察」(『信濃』67-12、2015年)、同「近世小笠原流故実書「産所道具」」(『信濃』68-5、2016年)。
- ⁸² 桃崎有一郎『中世京都の空間構造と礼節体系』(思文閣出版、2010年)。
- ⁸³ 斉藤研一「中世絵画に見る動物の捕獲・加工・消費」小野正敏ほか編『動物と中世』(高志書院、2009年)。
- ⁸⁴ 堀内 勝「鷹の鳥—鷹匠と食文化(上)(中)(下)」(季刊『ヴェスタ』第32・33・36号、1998・99年)。
- ⁸⁵ 前掲註33大友『日本近世国家の権威と儀礼』
- ⁸⁶ 前掲註80盛本「戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼」、同「豊臣政権の贈答儀礼と鷹狩」、同『贈答と宴会の中世』(吉川弘文館、2008年)。
- ⁸⁷ 大林太良『稲作の神話』(弘文堂、1973年)。
- ⁸⁸ 中澤「日本中世狩獵文化史論序説」中村生雄ほか編『狩獵と供犠の文化誌』(森話社、2007年)。
- ⁸⁹ 中澤「持明院基春考—公家の家業と「尊卑分派」の注記—」藤原良章編『中世人の軌跡を歩く』(高志書院、2014年)。
- ⁹⁰ 前掲註55中澤「公家の「鷹の家」を探る」。
- ⁹¹ 前掲註89中澤「持明院基春考」。
- ⁹² 二本松泰子『中世鷹書の文化伝承』(三弥井書店、2011年)。なお、同書については、中澤「書評 二本松泰子著『中世鷹書の文化伝承』」(『論究日本文学』第100号、2014年)参照。
- ⁹³ 中澤「神を称した武士たち—諏訪『神氏系図』にみる家系意識—」歴史学研究会編『系図が語る世界史』(青木書店、2002年)。
- ⁹⁴ 東部町誌編纂委員会『東部町誌歴史編』上(東部町誌刊行会、1990年)、同右。
- ⁹⁵ 二本松泰子「禰津流の鷹術—加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹書をめぐって—」(『長野県短期大学紀要』70、2015年)、同「中近世期における信州禰津氏の放鷹術—諏訪信仰との関わりをめぐる—」(『伝承文学研究』64、2015年)、同「近世期における依田氏の鷹狩り—禰津流放鷹術の展開をめぐる—」(『信濃』68-5、2016年)、同「鷹匠の家伝における禰津神平貞直説話—加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹術文書をめぐって—」(『立命館文学』648、2016年)など。
- ⁹⁶ 前掲註70中澤「中世の狩獵と鷹捕獲」。
- ⁹⁷ 井原今朝男「鎌倉期の諏訪神社関係史料にみる神道と仏道」(『国立歴史民俗博物館研究報告』139、2008年)、同「神社史料の諸問題—諏訪神社関係史料を中心に—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』148、2008年)、前掲註64飯沼『阿蘇下野狩史料集』など。
- ⁹⁸ 村石正行「室町幕府奉行人諏訪氏の基礎的考察」(『長野県立歴史館研究紀要』11、2005年)、同「中世後期諏訪氏の一族分業と諏訪信仰」福田晃ほか編『諏訪信仰の中世』(三弥井書店、2015年)、石井裕一朗「中世後期京都における諏訪氏と諏訪信仰」(『武蔵大学人文学会雑誌』41-2、2010年)など。
- ⁹⁹ 塚本 学『江戸時代人と動物』(日本エディタースクール出版部、1995年)。
- ¹⁰⁰ 前掲註29山名『戦国大名と鷹狩の研究』。
- ¹⁰¹ 田島智子「古今集時代の屏風歌の詠法—鷹狩を中心として—」(『国語国文』61-4、1992年)、内藤愛子「堀河百首題「鷹狩」をめぐる」(文教大学女子短期大学部『研究紀要』39、1995年)、山本一「鷹百首類伝本概観の試み」(『国文学研究資料館文献資料部調査研究報告』18、1997年)、黒木祥子「立命館大学西園寺文庫蔵『西園寺家鷹秘伝』について」(神戸学院大学人文学部『人文学部紀要』30、2010年)など。
- ¹⁰² 山本一「鷹歌文献序説—肥前嶋原松平文庫蔵「鷹和歌集」「鷹百首」の検討を中心に—」(『研究と資料』56、2006年)、同「「やまひめに」類鷹百首の伝本について」(『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』2、2010年)、同「天正十九年写「やまひめに」類鷹百首の解題と翻刻」(『研究と資料』70、2013年)、同「松平文庫蔵(福井県立図書館保管)「鷹ノ書」の研究と翻刻」(『金

沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』6、2014年）、同「国立公文書館内閣文庫蔵「宗養奥書本鷹書」（仮称）をめぐって」（『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』7、2015年）、同「鷹書と鷹歌」（『中世文学』60、2015年）、同「鷹書に現れる人々—「（徳丸）宗養奥書本鷹書」の固有名詞—」（『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』8、2016年）、同「京都府立総合資料館蔵の信州須坂藩旧蔵鷹書」（『北陸古典研究』31、2016年）、同「鷹書文献序説—富山市立図書館山田孝雄文庫蔵本の検討—」（『金沢大学人間社会研究域学校教育学系紀要』9、2017年）など。

¹⁰³ 前掲註92二本松『中世鷹書の文化伝承』、同「韓国国立中央図書館蔵『鷹鵠方 全』（古古7-30-44）全文翻刻」（『日本語・日本文化』39、2013年）、同「諏訪貞通の鷹書—諏訪信仰の記述をめぐって—」（『國學院雑誌』114-11、2013年）、同「宮内庁書陵部蔵『鷹聞書 諏訪家傳 完』（函号 一六三—一〇六一）について」（長野県国語国文学会『研究紀要』10、2013年）、同「近世における動物（鷹）飼育のマニュアル—新出資料の鷹書紹介—」（『ピオストーリー』22、2014年）、同「近世期における小笠原流礼法の展開—水嶋派の鷹書を端緒として—」（『信濃』67-12、2015年）、同「続・宮内庁書陵部蔵『鷹聞書 諏訪家傳 完』（函号 一六三—一〇六一）について」（長野県国語国文学会『研究紀要』11、2015年）、同「近世期における鷹匠の文化伝承—依田氏の鷹書を端緒として—」（『長野県短期大学紀要』71、2016年）、同「中近世における鷹術流派の展開と伝承文化—加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹書を事例として—」（『間谷論集』11、2017年）、同「近世期における武家の放鷹文化の一斑—松本藩の鷹匠・外山氏を事例として—」（『信濃』69-9、2017年）など。

¹⁰⁴ 大坪 舞「交野の御狩—御鷹飼・鳥柴を中心として—」（『平安文学研究 衣笠編』3、2011年）、同「鷹書説話と和歌・講釈—近衛前久『龍山公鷹百首』を中心として—」（『説話文学研究』47、2012年）、同「近世における持明院家関連鷹書群の形成と伝来—『持明院家鷹十卷書』の考察を通じて—」（『古典遺産』62、2013年）、同「持明院基春による鷹書編纂—『責鷹似鳩拙抄』と持明院家旧蔵書の比較を通して—」（『立命館文学』630、2013年）、同「戦国期における鷹の伝授—西園寺家・持明院家の鷹書から—」（『芸能史研究』201、2013年）、同「室町後期における西園寺家の鷹書編纂—立命館大学図書館西園寺文庫蔵「〔鷹詞書〕」考—」（『日本文学』64-12、2015年）、同「近衛前久『鷹百首』「みゆきせし」類伝本考」（『古典遺産』65、2016年）など。

¹⁰⁵ 鷹書研究会（中部大学）『鷹の書—諏訪藩に残る『鷹書（大）』の翻刻と注解—』（文化出版、2008年）。

¹⁰⁶ 福井久蔵「鷹詞に就きて」（『言語研究』1940-6、1940年）、島田勇雄「放鷹諸流と鷹詞との関係についての試論—武家礼式における小笠原流諸派の放鷹書の基礎的研究—」（『神戸大学文学部紀要』4、1974年）、樋口元巳「鷹詞の基礎的研究—宗益の放鷹伝書の検討—」（『神戸商船大学紀要 第一類、文科論集』25、1976年）、三澤成博『鷹詞より見たる『和訓栞』の研究』（汲古書院、2001年）など。

¹⁰⁷ 三保忠夫『鷹書の研究—宮内庁書陵部蔵本を中心に—』（和泉書院、2016年）。

¹⁰⁸ 秋吉正博「『新修鷹経』の構成—「鷹賦」との関係—」（『八洲学園大学紀要』1、2005年）。なお、フリードリッヒ二世（吉越英之訳）『鷹狩りの書』（文一総合出版、2016年）が刊行されたこともあり、ヨーロッパとの比較研究も期待したい。

¹⁰⁹ 久保田和男「宋代の「畋獵」をめぐって—文治政治確立の一側面—」（記念論集刊行会編『古代東アジアの社会と文化』汲古書院、2007年）。なお、ヨーロッパの狩猟法制と比較する、小柳泰治『わが国の狩猟法制—殺生禁断と乱場—』（青林書院、2015年）もある。

¹¹⁰ 中澤「鷹狩と鶺鴒の比較史」岐阜市教育委員会社会教育室編『長良川鶺鴒習俗調査報告書IV』（岐阜市教育委員会、2018年）。

〔謝辞〕 本研究は JSPS 科研費 JP16H01964 の助成を受けたものです。

9世紀末～12世紀末 王朝の狩猟とその禁断

↓◎=狩猟 ○=鷹飼渡 ×=禁断

No.	西暦	和暦	月	日:狩猟とその禁断に関する出来事(典拠)	天皇	院	撰関	主な出来事
1	889	寛平1	1	「御厨子所」初見。(西宮記)				
2			12	24:陽成上皇、山野を涉猟。(宇多天皇日記) ◎			基経	
3	892	寛平4	5	16:神泉苑の鳥獸を放つ(「勅を奉じ鹿鳥を放却する願文」菅家文章) ×				『類聚国史』
4	895	寛平7	3	3:天皇、神泉苑で鶉飼。騎射・走馬を觀閲。(紀略) ◎	宇多			894 遣唐使廃止
5			3	5:天皇、北野に行幸し、雉・兔をとる。(紀略) ◎				
6	896	寛平8	①	6:天皇、北野・船岡に鷹犬を放て鳥獸を追う。(紀略) ◎				
7			①	26:神泉苑で牝鹿が溺れ死ぬ。(紀略)				
8	897	寛平9	7	4:衛府小鮪日次御贄を定める。(西宮記)				
9	898	昌泰1	10	20~⑩1:宇多上皇宮滝御幸。交野競狩。(扶桑・紀略・伏見宮記録) ◎				897『寛平遺誠』
10	905	延喜5	11	3:諸院宮家の狩使を禁止する。(類聚三代格) ×				901 道真左遷
11	908	延喜8	5	28:神泉苑で魚を捕り、「御前料理」。(醍醐天皇日記)				『古今和歌集』
12	910	延喜10	7	10:日來災旱により獵を禁じ漁を制す。(紀略) ×				907 唐滅亡
13	911	延喜11	12	六カ国日次御贄を定める。(西宮記)				? 『伊勢物語』
14	913	延喜13	3	12:源光、狩獵中に死去(行方不明)。(紀略)				
15	914	延喜14	1	20:忠平、吏部王(是忠親王)に鷹・馬を献上。(貞信公記)				「意見十二箇条」
16	917	延喜17	⑩	19:天皇、北野に遊覽。(紀略) ◎	醍醐	宇多		916 遼建国
17			⑩	26:備後から白鹿献上。神泉苑に放つ。(紀略)				
18	918	延喜18	10	19:北野に遊獵。(西宮記・醍醐天皇日記) ◎				918 高麗建国
19	920	延喜20	5	5:渤海使在京中、滝口らが毎日鮮鹿2頭用意。(扶桑略記)				
20			6	攘災異祈年穀齋会のため諸国殺生禁断。(法曹類林) ×				
21	926	延長4	11	6:天皇、北野に狩獵の「御遊」。(紀略) ◎				927『延喜式』
22	928	延長6	⑧	29:神泉苑の鹿を「北山」に追放しようとする。(扶桑略記)				
23			9	4:比叡山、白鹿2頭を捕え送る。神泉苑に放つ。(扶桑略記)				
24			12	5:大原野行幸。鷹人の獲る雉を料理。(吏部王記・紀略) ◎				
25	930	延長8	10	3・6・8:醍醐天皇の死により、鷹・鶴を放つ。(吏部王記)				
26	933	承平3	4	6:若狭国から献上された雉を大内山に放つ。(吏部王記)				
27			12	16:天皇、大原野にて狩獵・放鷹。狩装束極美。(紀略・西宮記) ◎				
28	934	承平4	1	4:忠平大饗。引出物に馬1疋・鷹1連・犬1牙。(九曆)				
29			12	27:源允明元服。引出物に馬・鷹。(吏部王記)				
30	935	承平5	1	忠平大饗。陽成院より鮮雉4翼、大内蔵人所より鮮雉を下賜。(九曆)				
31			12	2:実頼男元服。引出物に馬・鷹。(吏部王記)				承平・天慶の乱 (935~941)
32	936	承平6	1	4:忠平大饗。師輔、鷹1連・馬1疋を送る。引出物に充るため。(九曆)				
33	937	天慶1	1	18:賭弓の祿に鷹1連。(九曆)	朱雀			
34	939	天慶2	1	20:忠平、天皇に鷹2を献上。(貞信公記)				
35	941	天慶4	8	24:源為明元服。引出物に馬・鷹。(吏部王記)				
36	942	天慶5	11	22:源盛明元服。引出物に馬・鷹。(吏部王記)				
37	943	天慶6	1	忠平大饗。御齋会中により精進物を饗す。殺生を恐るため。(九曆) ×				
38	944	天慶7	1	忠平大饗。御齋会中により精進とす。(九曆) ×				
39	945	天慶8	1	5:実頼大饗。鷹飼(文仲・守世)渡。引出物、親王二人各鷹1連。(九曆) ○				
40			10	2:忠平、天皇・東宮に各鷹2を献上。(貞信公記)				
41	946	天慶9	8	17:朱雀院朝覲行幸。還御に臨み馬・鷹・犬を献上。(貞信公記)				
42			12	3:朱雀上皇、宇治に遊獵。(紀略) ◎				
43	947	天曆1	2	朱雀上皇、北野に遊獵。(九曆) ◎				
44			11	3:朱雀上皇、栗隈野にて遊獵す。(紀略・吏部王記) ◎				
45	948	天曆2	1	4:師輔、忠平大饗の準備を行い、引出物用の鷹3連を送る。(九曆)				
46			7	3:忠平、朱雀上皇に河面牧巢鷹1・出羽の若鷹1を献上。(貞信公記)				
47			8	28:朱雀上皇、芹川野で小鶴に興ずる。(紀略) ◎				
48	949	天曆3	1	11:実頼大饗。引出物鷹1連・犬1牙・馬1疋。(九曆)				
49	953	天曆7	1	4:実頼大饗。尊物引出物鷹1連・馬1疋。(九曆)				この頃
50			1	5:師輔大饗。引出物に鷹を用いず。(九曆)				『九条師輔遺誠』
51	957	天曆11	1	14:師輔大饗。引出物に鷹。(九曆)				
52		天徳1	11	16:大原牧、鷹1連・馬4疋、牧司清原相公、鞆2・熊皮5を貢す。(九曆)				
53	960	天徳4	1	11:実頼大饗。精進。(九曆) ×				
54			1	12:師輔大饗。立願により魚類を用いず。(九曆) ×				
55	965	康保2	7	21:源満仲らを鷹飼とする。(村上天皇日記)				960 宋建国
56	966	康保3	7	7:天下疾病により3日間般若經転読・殺生禁断。(紀略) ×				? 『大和物語』
57	969	安和2			冷泉		実頼兼通	安和の変
58	974	天延2	8	11:石清水八幡宮放生会を節会に準ずる。(紀略)				970『口遊』
59	978	天元1	4	25:出羽国貢進の鷹・犬、天覧後、東宮・鷹飼に頒つ。(小右記)				
60	979	天元2	2	20:永平親王元服。引出物に馬・鷹。(小右記)				
61	980	天元3	2	近江日次と鷹飼を停止か。(小記目録) ×				
62	985	寛和1	5	21:信濃から献上された白雉を北野奥山に放つ。(小右記)				
63	986	寛和2	2	16:延暦寺座主の奏状により、近江国内漁獵禁制。(紀略) ×	花山			984『三宝絵』
64	989	永祚1	11	21:為尊親王元服。引出物に馬・鷹。(小右記)				985『往生要集』
65	993	正暦4	1	28:内大臣道兼、大饗。鷹飼渡。(権記) ○				花山天皇出家
66	995	正暦6	1	28:内大臣伊周、大饗。鷹飼(下毛野重行)渡。(小右記) ○				
67		(長徳1)	2	17:道隆二男兼隆元服。引出物に馬・鷹。(小右記)				
68	1000	長保2	9	2:出羽国年料の鶉貢進。冷泉院・東宮・左大臣家に頒つ。(権記)	一条			? 『枕草子』
69	1001	長保3	5	19:攘除疫病のため六齋日殺生禁断。(権記) ×				995~ 道長内覧
70	1006	寛弘3	12	5:教通・能信ら元服。引出物に馬1疋・鷹1連。(御堂関白記)			(道長)	? 『源氏物語』

71	1008	寛弘5	1	25:左大臣道長、大饗。鷹飼(公奉)渡。(権記・御堂関白記)	○	三条	道長	?	『和漢朗詠集』
72	1012	長和1	11	5:天皇、鷹を「御覧」。(御堂関白記)					
73	1017	寛仁1	12	4:太政大臣道長、大饗。引出物に馬・鷹。(小右記・左経記)					
74	1020	寛仁4	12	19:仁王会に際し、諸国六斎日殺生禁断の官符。(左経記)	×				
75	1021	治安1	7	25:殺生禁断により、太政大臣饗は精進とする。(左経記)	×				
76	1025	万寿2	1	20:関白頼通、大饗。鷹飼渡。(左経記)	○	後一条			
77	1028	長元1	11	15:小一条院(敦明親王)のために鷹匠・犬飼等を用意。(小右記)					
78	1029	長元2	7	11:前大宰大貳惟憲、頼通に白鹿献上。神泉苑へ。(小右記)					
79		この頃		小一条院、源頼義らと狩猟か。(陸奥話記)	◎				
80	1033	長元6	1	21:関白頼通、大饗。鷹飼渡。(中外抄)	○		頼通	1032『小右記』終	
81	1034	長元7	8	16:仁王会により殺生禁断、諸国官符。(左経記)	×			?	『栄花物語』
82	1036	長元9	11	信親・忠兼・公忠・助友・行武・重邦を禁野鷹飼に補任。(範国記)		後朱雀			
83	1040	長久1	11	11・12:宇佐精進の間も禁野の御狩は停止せず。(春記)					
84	1048	永承3	1	?大饗。鷹飼(下毛野行武)渡。(春記)	○				
85	1062	康平5	1	20:太政大臣頼通、大饗。鷹飼(下毛野公久)渡。(康平記)	○	後冷泉			
86	1066	治暦2	1	22:左大臣教通、大饗。鷹飼(公久)渡。(記録部類)	○				
87	1070	延久2	8	14:石清水八幡宮放生会に勅使派遣。(百鍊抄)		後三条	教通	?	『侍中群要』
88	1072	延久4	11	9:御鷹飼の外、五畿内諸国狩猟禁止。(朝野群載)	×				
89	1076	承保3	8	27:平扶範を近江雉所預職に補任。(朝野群載)					
90			10	24:大井川(嵯峨野)「御鷹追遙(野行幸)」。(扶桑略記・他)	◎				
91	1081	永保1	2	改元前毎月十斎日、殺生禁断か。(永昌記嘉承1・4・9)		白河			
92	1083	永保3	10	12:天皇、師実の大井川「御遊」を停止。(後二条師通記)			師実	後三年の合戦	
93	1084	永保4	1	大饗。鷹飼(下毛野武忠)渡。(水左記補遺)	○			(1083~1087)	
94	1089	寛治3	8	23:中臣近時を禁野御鷹飼に補任。(朝野群載)				?	『大鏡』
95	1093	寛治7	5	27:仁王会により殺生禁断。(後二条師通記)	×				
96	1094	嘉保1	11	27:仁王会のため殺生禁断。(中右記)	×		師通	『扶桑略記』	
97	1095	嘉保2		冬、白河院、石見守宗季の鷹を所望か。(古今著聞集)				?	『今昔物語集』
98	1102	康和4	1	20:内大臣師通、大饗。鷹飼(下毛野行高)渡。(中右記・台記)	○	堀河			
99			6	13:尊勝寺供養日に諸国殺生禁断の官符請印。(中右記)	×				
100	1103	康和5	7	24:興福寺供養のため殺生禁断。(中右記)	×				
101	1106	嘉承1	4	9:改元以前毎月十斎日、殺生禁断。永保の例による。(永昌記)	×				
102	1107	嘉承2	1	19:関白忠実、大饗。鷹飼(下毛野行高)渡。(中右記)	○				
103	1113	永久1	1	16:太政大臣忠実、大饗。鷹飼(下毛野敦利)渡。(長秋記・殿暦)	○				
104	1114	永久2	9	院、京中で小鳥小鷹飼養を禁じ、飼う者を捕え、小鳥を放つ。(中右記)	×				
105			9	院、田上・宇治の網代を破却。但、賀茂社供御を除く。(中右記)	×	鳥羽	忠実	1108 義親←正盛	
106	1115	永久3	9	21:院、富家別業に御幸。武者所南庭に鷹を据える。鶺鴒御覧。(殿暦)				1111 『江談抄』	『江家次第』
107	1116	永久4	1	23:内大臣忠通大饗。鷹飼(下毛野敦利)渡。(殿暦・類聚雜要抄)	○				『朝野群載』
108	1123	保安4	7	白河法皇、石清水八幡宮に告文。(石清水田中家文書)					
109	1125	天治2		「この年以後、殺生禁制殊に甚し」(百鍊抄)	×				
110	1126	大治1	6	21:網を焼き、鶺鴒・鷹・犬を放棄。「この両三年殊に殺生を禁ず」。(百鍊抄)	×				
111			10	21:洛中の籠の鳥を放棄。(百鍊抄)	×				
112			12	8:伊勢祭主、神戸庄園の鷹・犬回収。院「叡覧」後、放つ。(百鍊抄)	×				
113	1127	大治2	8	10:殺生禁断により、積糞に生臭の類を供えず。(百鍊抄)	×				1127 南宋成立
114	1128	大治3	10	22:白河法皇八幡一切経供養。(本朝統文粹)					
115	1129	大治4	3	15:近江国で魚をとる者が捕えられ、院「御前」へ。(長秋記)	×		崇徳		
116			6	26:院、角殿の西門外にて魚網を積み、焼く。(長秋記)	×				
117				⑦ 殺生禁断解除。(知信記)					
118	1130	大治5	10	7:私に鷹・鶺鴒を飼うことと狩猟を禁ず。(朝野群載)	×				
119			12	22:中宮弘名会。宗章・実衡・公隆・頭保、鷹狩により勘事。(長秋記)			忠通		
120	1131	大治6	1	19:関白忠通、大饗。鷹飼(下毛野敦方)渡。(長秋記)	○				
121	(天承1)		1	25:再び、私に鷹・鶺鴒を飼うことと狩猟を禁ず。(朝野群載)	×				1132 平忠盛昇殿
122	1137	保延3	1	21:内大臣頼長、大饗。鷹飼(武正)渡。(中右記)	○				
123	1146	久安2	4	1・2:頼長、肉食の禁忌について記す。(台記)		鳥羽			『類聚雜要抄』
124	1150	久安6	8	忠実、少年の頃の鷹飼の思い出を語る。(中外抄)					
125	1151	久安7	1	26:内大臣実能、大饗。鷹飼(下毛野厚方)渡。(台記・古事談)	○	近衛			?
126	1152	仁平2	1	26:左大臣頼長、大饗。鷹飼(下毛野敦方)渡。(兵範記・台記)	○				
127	1153	仁平3	4	24:宇治小松殿に鹿。「これ狩り追うに非ず」。(兵範記)					
128	1155	久寿2	1	21:左大臣頼長、大饗。鷹飼(下毛野敦方)渡。(兵範記)	○				?
129			3	4:下毛野武成を口野の御鷹飼に。(山槐記)		後白河			『本朝世紀』
130	1157	保元2	9	8:九条殿東南萱屋西妻立庇鷹枠に鷹二翼、犬一牙。(兵範記)					1156 保元の乱
131	1159	平治1	1	23:関白基実、大饗。鷹飼(下毛野武成)渡。(山槐記)	○				1159 平治の乱
132	1160	永暦1	12	15・18:下毛野敦方、鷹飼職を二男友武に譲与するを許さる。(山槐記)		二条	基実		
133	1161	応保1	12	23:交野御鷹飼の免田をめぐる訴訟。(山槐記)		後白河			
134	1165	永万1	6	28:新院(二条)、病により鹿食。(山槐記)		六条			
135	1171	嘉応3	1	19:太政大臣基房、大饗。鷹飼(下毛野諸武)渡。(玉葉)	○		基房	1162『富家語』	
136	(承安1)		9	兼実「大内記、近日鹿食に依て出仕せず」と記す。(玉葉)				1167 清盛太政大臣	
137	1178	治承2	1	23:平維盛、櫛原野に狩猟。鹿・猪・鶺鴒をとる。(山槐記)	◎	高倉		1169『梁塵秘抄』	
138			7	18:山陰諸国新制。六斎日殺生禁断も。(壬生新写古文書・続左丞抄)	×				
139	1180	治承4	10	23:左中将清通、鹿食により不参。これ以前、新院服薬鹿。(山槐記)		安德	基通	治承寿永の内乱	
140								1182『宝物集』	